

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第53期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 雅之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 風間 雄二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 風間 雄二
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和区高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市中央区新田町1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		第49期 平成21年3月	第50期 平成22年3月	第51期 平成23年3月	第52期 平成24年3月	第53期 平成25年3月
営業収益	(百万円)	247,224	233,612	223,828	213,726	210,636
経常利益	(百万円)	16,555	9,676	4,180	3,347	4,058
当期純利益	(百万円)	14,487	8,083	4,623	2,001	3,021
包括利益	(百万円)	-	-	2,741	3,513	5,225
純資産額	(百万円)	180,027	188,519	191,278	192,876	197,801
総資産額	(百万円)	4,418,040	4,298,669	4,273,775	4,286,715	4,480,366
1株当たり純資産額	(円)	287.97	270.93	141.93	135.73	117.11
1株当たり当期純利益金額	(円)	28.84	16.09	7.84	2.94	4.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	6.04	2.97	1.80	1.16	1.76
自己資本比率	(%)	4.0	4.3	4.4	4.5	4.4
自己資本利益率	(%)	8.4	4.5	2.5	1.0	1.5
株価収益率	(倍)	3.16	5.10	11.22	31.63	67.19
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	93,154	19,533	13,283	49,322	42,626
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,445	19,636	19,257	16,509	10,684
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	57,456	24,488	1,729	2,844	25,301
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	93,487	117,157	108,031	142,504	150,638
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	4,218 [6,767]	4,387 [6,705]	4,466 [6,040]	4,541 [5,554]	4,552 [5,164]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{少数株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

3. 第52期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しており、第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第49期 平成21年3月	第50期 平成22年3月	第51期 平成23年3月	第52期 平成24年3月	第53期 平成25年3月
営業収益 (百万円)	231,029	220,845	212,349	200,109	198,932
経常利益 (百万円)	13,434	8,441	3,825	2,830	2,880
当期純利益 (百万円)	12,573	7,804	4,969	2,299	2,331
資本金 (百万円)	150,000	150,000	150,000	150,002	150,006
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	502,375	502,375	679,839	681,922	711,049
優先株式	340,000	340,000	285,281	285,000	285,000
純資産額 (百万円)	174,078	182,240	187,310	189,958	192,742
総資産額 (百万円)	4,372,122	4,249,066	4,226,099	4,232,527	4,422,515
1株当たり純資産額 (円)	294.49	278.25	144.16	139.44	124.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	25.03	15.54	8.42	3.37	3.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	5.24	2.87	1.94	1.34	1.36
自己資本比率 (%)	4.0	4.3	4.4	4.5	4.4
自己資本利益率 (%)	7.5	4.4	2.7	1.2	1.2
株価収益率 (倍)	3.64	5.28	10.45	27.60	87.10
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	3,062 [5,640]	3,297 [5,629]	3,386 [4,980]	3,448 [4,457]	3,812 [4,038]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

3. 第52期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しており、第51期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【沿革】

(1) 当社の創立経緯及び商号変更

当社（オリエントコーポレーション）の設立年月日は昭和26年3月15日ですが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更（500円から50円に変更）のため、昭和49年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引き継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革について記載いたします。

昭和29年12月	協同組合広島クーポンを設立。
昭和36年8月	広島信用販売株式会社を設立。
昭和42年5月	広島信販株式会社に商号変更。
昭和49年4月	株式額面変更のため、株式会社オリエントファイナンス（昭和26年3月設立）と合併。
平成元年10月	株式会社オリエントコーポレーションに商号変更。

(2) 当社での事業の主なる変遷

昭和36年8月	協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始。
昭和44年4月	割賦債権買取（個品あっせん）業務を開始。
昭和44年11月	協同組合広島クーポンの主事業である割賦販売あっせん（総合あっせん）に関するすべての営業を譲り受け、クレジットカード発行業務を開始。
昭和46年10月	信用保証業務を開始。
昭和47年10月	キャッシングサービス業務を開始。
昭和47年12月	本社の新社屋を広島市中区幟町14番8号に建設移転。
昭和49年10月	株式を広島証券取引所に上場。
昭和51年10月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場。
昭和52年1月	信用保証業務の一環として住宅ローン業務を開始。
昭和52年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
昭和53年6月	本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転。
昭和53年11月	信用保証業務の一環としてオートローン業務を開始。
昭和54年9月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第一部に指定。
昭和58年11月	信用保証業務の一環として金融機関の個人向融資を対象とする保証業務を開始。
昭和59年2月	事業者向融資業務を開始。
昭和62年5月	業界初の国内無担保転換社債総額700億円を発行。
平成元年1月	「オリコ UC マスターカード」の発行を開始。
平成元年7月	「オリコ UC VISAカード」、「オリコ JCB カード」の発行を開始。
平成2年1月	総合オンラインシステム「オリオン」の稼働。
平成2年5月	日本野鳥の会との提携による「日本野鳥の会カード」の発行開始。
平成4年4月	業界初の「料金収納保証サービス」を開始。
平成5年11月	特定債権法に基づき、業界初のクレジット債権流動化を実施。
平成8年9月	国内第一号の資産担保証券（ABS）を発行。
平成11年2月	MasterCardのアクワイアリング業務（当社加盟店における他社発行MasterCardの取扱業務）を開始。
	システム開発部門でISO9001を取得。
平成11年3月	インターネット商店街「Orico Mall」を開設。
平成12年4月	「Orico Gold MasterCard」の発行を開始。
平成12年9月	本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1（現所在地）に建設移転。
平成13年10月	カード会員数が、1,000万人を突破。
平成14年12月	業界初の残価保証型据置オートローン「Back Up Selefty」の取扱を開始。
平成15年7月	自由返済型のリボルビング専用カード「UPty（アプティ）」の募集開始。
平成16年7月	株式会社みずほ銀行とリテール分野における包括業務提携を行うことで合意。
平成17年2月	伊藤忠商事株式会社と資本・業務提携を行うことで合意。
平成17年4月	ユーシーカード株式会社のみずほ銀行向け無担保個人ローン保証事業を承継。
平成18年11月	楽天KC株式会社のクレジット事業部門を承継。
平成19年8月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第二部へ指定替え。
平成20年3月	株式会社クレディセゾン、ユーシーカード株式会社の子会社である株式会社キューピタスとのオーソリ共同化システム(名称「AURORA（オーロラ）」)の稼働を開始。

平成20年7月	カード会員向け「あとリボ」サービスを開始。
平成22年9月	第一回B種優先株式ないし第一回H種優先株式全株式の普通株式への転換行使により、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となる。
平成23年3月	株式を東京証券取引所市場第一部に指定（復帰）。
平成23年5月	大阪証券取引所市場第二部への株式上場を廃止。

(3) 主なグループ会社の設立及び業務の変遷

昭和58年2月	ORIENT CONSUMER CREDIT PTE.LTD.を設立し、シンガポールでのオートローン事業を開始。
昭和59年3月	株式会社オークネットを合併にて設立。
昭和59年7月	人材派遣業の株式会社オリファを設立。
昭和60年12月	株式会社オリコ商事（現株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ）を設立。
平成2年3月	株式会社オートリ（大証第二部上場）に資本参加。
平成10年4月	台湾歐利克（股）有限公司を合併にて設立し、台湾でのオートローン事業を開始。
平成11年1月	サービサーの日本債権回収株式会社を設立。
平成13年1月	オリコ生命保険株式会社（現ピーシーエー生命保険株式会社）の全株式をPludential(UK)グループへ譲渡。
平成15年6月	営業推進専門会社2社設立。（株式会社オリコ中部・中四国）
平成15年9月	株式会社オリファの全株式を株式会社リクルートスタッフィングへ譲渡。
平成15年12月	ORIENT CONSUMER CREDIT PTE.LTD.の全株式をGE Capital(Singapore)Holdings Pte.Ltd.へ譲渡。
平成16年2月	営業推進専門会社5社設立。（株式会社オリコ東北・関西・九州・北海道・関東）
平成18年4月	営業推進専門会社の統括管理を目的とし、株式会社オリコオートホールディングス（現株式会社オリコサポート）を設立。
平成19年3月	伊藤忠保険サービス株式会社に資本参加し伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に社名変更。
平成19年5月	営業推進専門会社設立。（株式会社オリコ東京）
平成20年3月	営業推進専門会社設立。（株式会社オリコ西関東）
	個人向けオートリース事業会社、株式会社オリコオートリースを合併にて設立。
平成24年3月	株式会社オートリへの普通株式の公開買付け等の実施により同社を100%（議決権に対する所有割合）子会社化。（大証第二部への株式上場を廃止）
平成25年2月	営業推進専門会社9社を株式会社オリコサポートに吸収合併し、営業推進業務を当社に集約。（株式会社オリコサポートは同年3月解散）

3【事業の内容】

オリコグループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他に債権管理回収業や信販周辺の業務受託事業など、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。

a 事業の種類

(信販業)

オリコグループにおきましては、主として個品割賦事業、カード・融資事業、銀行保証事業を行っており、主な内容は次のとおりであります。

1. 個品割賦事業

(1) 立替払い方式

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社がその代金を顧客に代って加盟店に立替払を行い、顧客からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

(2) 信用保証方式(提携ローン)

消費者から提携業者もしくは提携金融機関を通じて当社へ借入申込があった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

上記(1)(2)の主要商品は次のとおりであります。

オートローン

ショッピングクレジット(学費・住宅リフォームローンなど)

2. カード・融資事業

(1) 自社カード

当社が信用調査のうえ承認した顧客(以下“会員”という)にクレジットカード(オリコカード)を発行し、会員は当社の加盟店(百貨店、専門店、その他)で、カードを呈示してサインをすることにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができ、その代金は当社が会員に代って加盟店に立替払を行い、会員からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

(2) 提携カード

商店街、量販店、百貨店等と提携し、当社が各々の顧客に対するクレジットカードの発行、信用調査、立替払、回収等の業務を代行しております。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

(3) キャッシングサービス

当社のクレジットカード会員に対する融資であり、キャッシュディスペンサー等にて会員の信用状況に応じ融資を行い、会員からはその融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

(4) ローンカード

当社が信用調査のうえ承認した顧客(以下“会員”という)にあらかじめ信用供与限度額(融資限度額)を設定した融資専用カードを発行し、会員は、キャッシュディスペンサー等により、その範囲内で使途自由な資金を反復継続して利用でき、会員からは融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

(5) その他

マイティエール(目的ローン)等の商品名による無担保融資等を行っております。

3. 銀行保証事業

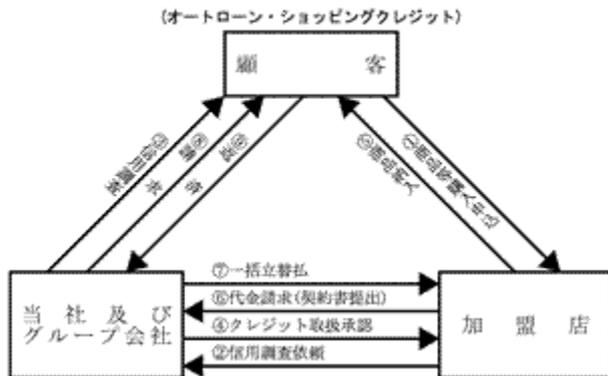
消費者から提携金融機関を通じて当社へ借入申込があった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

b 主なる事業の取引経路

(信販業)

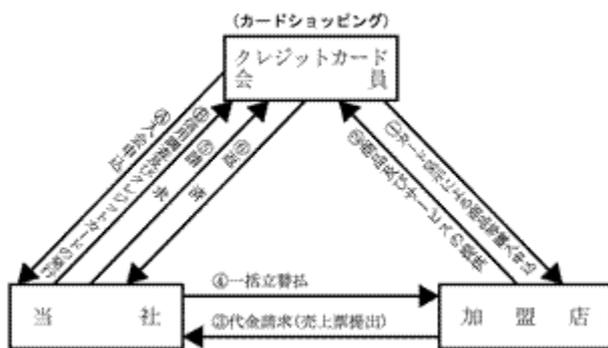
1. 個品割賦事業

(1) 立替払い方式

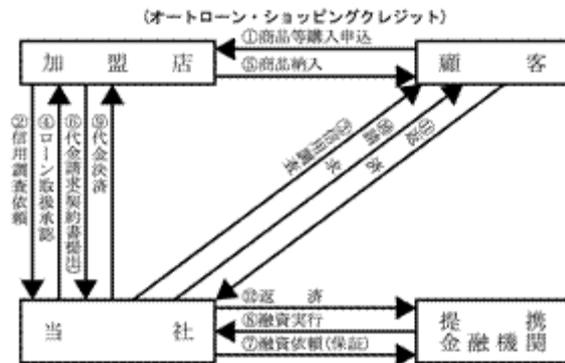


(注) メーカー、商社等の系列販売店を有する加盟店の場合は、図の加盟店は傘下の販売店で行い、加盟店(メーカー、商社等)を通じて当社と取引を行うことになります。

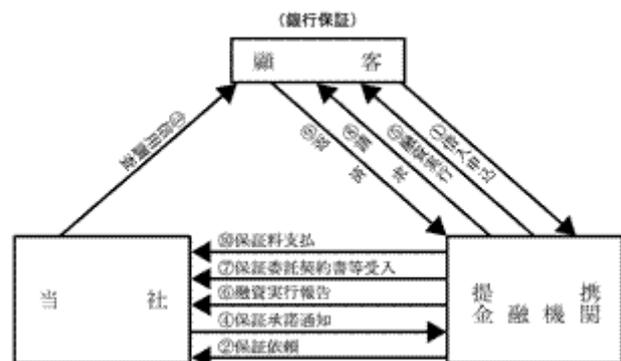
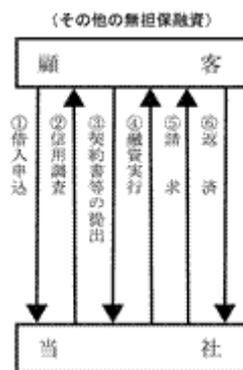
2. カード・融資事業



(2) 信用保証方式(提携ローン)



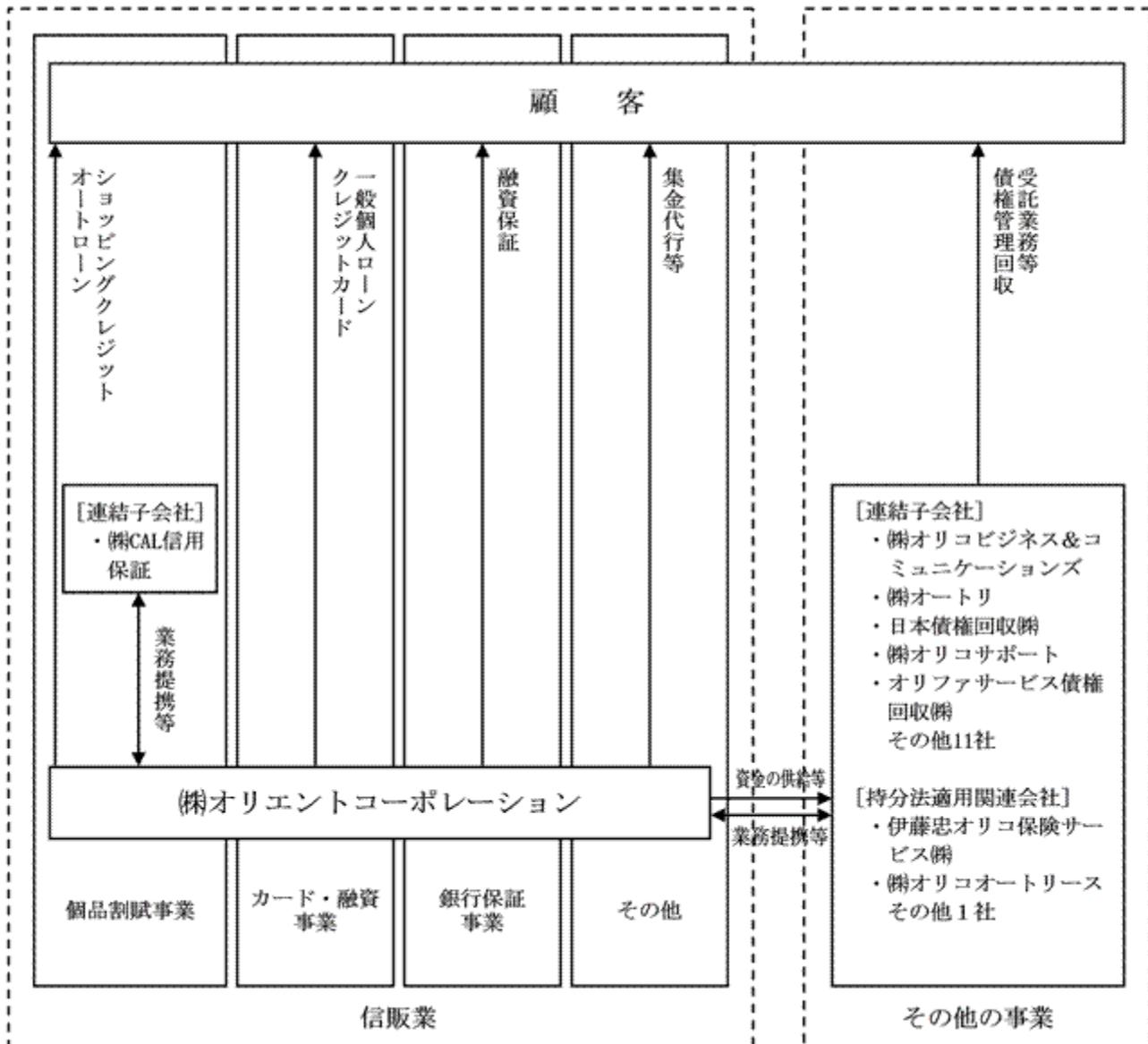
3. 銀行保証事業



(注) 顧客への融資の代理実行及び請求業務を当社が行う形態もあります。

〔事業系統図〕

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社 17社)				(所有)	
(株)CAL信用保証	東京都 千代田区	50	信販業 (保証業務)	85.0	業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネス& コミュニケーションズ	東京都 新宿区	2,186	その他の事業 (商事物販・広告宣伝)	100.0	業務委託等
(株)オートリ	東京都 新宿区	5,064	その他の事業 (業務受託事業・パー キング事業)	100.0	資金の供給・業務委託 等
日本債権回収(株)	東京都 千代田区	700	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	資金の供給・業務提携 役員の兼務等
(株)オリコサポート	東京都 千代田区	100	その他の事業 (注)2	100.0	業務委託等
オリファサービス債権回収(株) その他 11社 (注)3	東京都 新宿区	500	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	業務委託 役員の兼務等
(持分法適用関連会社 3社)					
伊藤忠オリコ保険サービス(株)	東京都 港区	310	その他の事業 (保険代理店業務)	35.0 (35.0)	業務提携等
(株)オリコオートリース その他 1社	東京都 台東区	240	その他の事業 (オートリース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
(その他の関係会社)				(被所有)	
(株)みずほフィナンシャル グループ (注)4	東京都 千代田区	2,254,972	金融持株会社	24.6 (24.6)	-
伊藤忠商事(株) (注)4	東京都 港区	202,241	総合商社	22.6	業務提携 役員の兼務等

(注)1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。

2. 株式会社オリコ北海道、株式会社オリコ東北、株式会社オリコ東京、株式会社オリコ関東、株式会社オリコ西
関東、株式会社オリコ中部、株式会社オリコ関西、株式会社オリコ中四国、株式会社オリコ九州の9社は平成
25年2月1日付で株式会社オリコサポートに吸収合併されております。

なお、株式会社オリコサポートは平成25年3月1日をもって解散し、清算予定であります。

3. その他の中には特定子会社(ORIENT CORPORATION(USA))があります。

4. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

事業区分	従業員数(人)	臨時従業員数(人)
信販業	3,813	4,038
その他の事業	739	1,126
計	4,552	5,164

- (注) 1. 信販業において特定のセグメントに区分できないため、信販業とその他の事業に区分して記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	臨時従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,812	4,038	41.7	16.3	6,045,198

- (注) 1. 提出会社において特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。
3. 従業員数が当期において364人増加しておりますが、その主な理由は、営業推進専門子会社に委託しておりました営業推進業務を当社に移行したことに伴うものであります。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数2,194人)があり、上部団体には加入していません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興関連需要や政策効果により上期中は緩やかな回復基調が続いたものの、下期に入ると海外経済の減速等を背景に国内景気は一時後退色が強まりました。その後、年度末にかけては海外経済の持ち直しの動きや、国内経済も新政権の政策への期待感から円安が進行し株価も上昇するなど、回復の兆しが見られ始めました。

しかしながら当業界におきましては、上期はエコカー補助金効果の追風等もありましたが、貸金業法の改正に伴う総量規制の影響が低減しつつも未だ残存していることや、下期にはエコカー補助金の終了に伴う政策効果の剥落により新車販売が減少するなど予断を許さない経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社は当期よりスタートさせました3ヵ年の中期経営計画の初年度として、ビジネスモデル改革の完成に向け、基幹事業の推進強化による収益拡大と事業全般の生産性向上及び債権クオリティ改革によるコスト削減に努めるとともに、新たな成長をめざした取組にも着手してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、2,106億円（前年比30億円減）となりました。

融資以外の事業収益につきましては、個品割賦やカードショッピングが牽引し、増収基調を堅持したものの、融資収益の減収により前年比微減の結果となりました。

事業別の状況につきまして、個品割賦事業のオートローンでは、上期のエコカー補助金効果による新車販売の増加や、お客さまニーズに対応した自由返済型ローン等の戦略商品の推進により取扱高は前年を上回り増収となりました。

また、ショッピングクレジットにつきましても、重点分野として取組を強化しております学費は提携先数拡大を推進し、取扱高も順調に増加いたしました。また住宅リフォームも太陽光を中心に取扱高は増加し、ショッピングクレジット全体で増収となりました。

カード・融資事業につきまして、カードショッピングは「エディオンカード」を中心とした大型提携先の取扱高が順調に増加していることに加え、お客さまニーズにお応えする「あとリボ」などのサービス提供により、カードショッピングリボ残高も増加し増収となりました。

一方、融資は総量規制の影響により残高が減少したことから減収となりましたが、取扱高は前年を上回る水準となりました。

銀行保証事業では、新たな地域金融機関との提携に加え、既存提携先に対する新商品の拡充により取引が拡大したことから、保証残高は中期経営計画の最終年度の目標である1兆円を超える水準まで積上げることができるなど、引き続き安定的な収益を確保しております。

営業費用につきましては、2,065億円（前年比38億円減）となりました。

一般経費につきましては、一層のコスト削減に努めたことにより減少し、また貸倒引当金繰入額につきましても債権良質化の進展が図られたことから大きく減少いたしました。

一方、過払金返還額及び足許の返還状況等を踏まえ利息返還損失引当金を250億円繰り入れし、当連結会計年度末の利息返還損失引当金は285億円となりました。

以上の結果、経常利益40億円（前年比7億円増）、当期純利益30億円（前年比10億円増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ81億円増加し、1,506億円となりました。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の増加は、426億円（前年比66億円の収入減）となりました。

これは、主に仕入債務の増加によるものであります。

また、当連結会計年度において債権流動化により調達した資金は、2,684億円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は、106億円（前年比58億円の支出減）となりました。

これは、主に無形固定資産（ソフトウェア）の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の減少は、253億円（前年比281億円の支出増）となりました。

これは、主にコマーシャル・ペーパーの償還によるものであります。

(3) 主な事業の状況

事業収益は、2,050億円（前年比1.2%減）であり、以下に記載しております。

(参考資料) 事業収益の事業別内訳

事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比
	金額（億円）	金額（億円）	増減率（％）
個品割賦	831	863	3.8
カード・融資 （内、カードショッピング）	759 (316)	736 (352)	3.1 (11.4)
銀行保証	319	310	2.6
その他	165	140	15.6
計	2,076	2,050	1.2

個品割賦事業

重点分野でありますオートローン及びショッピングクレジットの住宅リフォーム、学費を中心に、お客さまの利便性に資するWeb商品の拡大等により取扱高の拡大を図ってまいりました。

オートローンにつきましては、エコカー補助金効果による新車販売の増加や、自由返済型ローンやオートリース等の戦略商品の推進に加え、新車・輸入車ディーラーや大型組織を中心とした中古車販売店との取引拡大により、取扱高は前年を上回りました。

ショッピングクレジットにつきましても、住宅リフォームでは太陽光の更なるチャネル拡大により取扱高は増加し、学費も既存提携先の稼働促進や、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び伊藤忠商事株式会社とのアライアンスの活用等により、新規提携先が拡大したことから取扱高は増加いたしました。

また、家賃保証や売掛金決済保証などの取組強化により、決済系商品の取扱高も着実に増加しております。

この結果、個品割賦事業の事業収益は863億円（前年比3.8%増）となりました。

カード・融資事業

カードショッピングにつきましては、「エディオンカード」を中心とした大型提携先への推進に加え、顧客セグメントに基づく各種プロモーションによる利用促進に努めたことにより取扱高は引き続き増加いたしました。

また、ご利用後に返済方法をリボ払いに変更できる「あとリボ」サービスや、一度のお申込みでそれ以降のお支払が自動的にリボ払いとなる「マイ月リボ」サービスの利用登録の推進効果により、登録会員数も伸長し、カードショッピングリボ残高も順調に増加いたしました。

新たな提携カードにつきましては、那須ガーデンアウトレットとの提携による「NASU GARDEN OUTLET CARD」や野村不動産株式会社との提携による「ポーノ相模大野ショッピングセンターメンバーズカードプラス」をはじめとした大手商業施設との提携カードを発行するとともに、カードショッピング利用金額の一部を東日本大震災で被災した子供たちの支援活動を行う「ウルトラマン基金」に寄付する社会貢献カード「ウルトラマン」CB GOLD CARDの取扱いを開始するなど、お客さまにとって魅力のあるクレジットカードの発行に努め、新規会員の拡大に注力してまいりました。

融資につきましては、総量規制の影響により残高減少が続きましたが、既存会員データの分析による利用促進テレマーケティングや総量規制の例外である個人事業主向け商品の推進等により、取扱高は前年を上回る水準となりました。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は、352億円（前年比11.4%増）となりましたが、融資の事業収益は383億円（前年比13.4%減）となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、736億円（前年比3.1%減）となりました。

銀行保証事業

既存提携先に対する商品リニューアル等の総合提案により、マイカーローンをはじめとする目的ローンの取扱高が拡大いたしました。

また、株式会社みずほコーポレート銀行とのアライアンスの活用による新規提携先の拡大と稼働促進に向けた積極的な取組により1兆円を超える保証残高が実現し、債権良質化の進展に伴う保証料率引き下げの影響はあるものの引き続き安定的な収益を確保しております。

この結果、銀行保証事業における事業収益は310億円（前年比2.6%減）となりました。

その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、情報処理サービスや営業代行等クレジット関連業務を中心とするグループ会社各社は、引き続きグループ内での連携強化による営業基盤の拡充とともに、経営効率化やガバナンス強化に努めるなど、堅実な事業展開を図ってまいりました。

この結果、その他事業における事業収益は、140億円（前年比15.6%減）となりました。

なお、減収の要因は主として前連結会計年度におきまして日本債権回収株式会社を含む連結子会社4社が決算期変更により15ヵ月決算となったことによるものです。

2【連結営業実績】

区分		前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	信販業	196,439	195,859	579
	包括信用購入あっせん収益	31,626	35,239	3,613
	個別信用購入あっせん収益	37,039	36,987	52
	信用保証収益(注)2	80,085	82,237	2,151
	融資収益	45,025	38,750	6,274
	その他	2,662	2,644	17
その他の事業		11,166	9,168	1,997
小計		207,605	205,028	2,576
金融収益		704	602	102
その他の営業収益		5,416	5,006	410
合計		213,726	210,636	3,089

(注)1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 事業収益の信用保証収益には、個品割賦による収益が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

信用保証収益に含まれる
個品割賦収益 46,127百万円 49,352百万円

3. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

包括信用購入あっせん収益 8,239百万円 11,928百万円
個別信用購入あっせん収益 21,266 21,208
融資収益 25,069 22,575

計 54,575 55,713

4. 事業収益の事業別内訳

事業		前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	個品割賦	83,167	86,339	3,172
	カード・融資	75,935	73,612	2,322
	銀行保証	31,908	31,072	835
	その他	16,594	14,003	2,590
計		207,605	205,028	2,576

(注)「銀行保証」には、信用保証収益に含まれる現在新規取扱のある住宅ローンに係る収益が含まれており、「その他」には、信用保証収益及び融資収益に含まれる現在新規取扱のない住宅ローンに係る収益が含まれております。

5. 信販業の主要部門における取扱高

部門	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	1,390,261	1,416,999	26,738
個別信用購入あっせん	511,764	557,175	45,411
信用保証 (注) 1	1,101,721	1,255,991	154,269
融資	169,470	175,434	5,964
計	3,173,217	3,405,601	232,384

(注) 1. 取扱高の信用保証には、個品割賦による取扱高が次のとおり含まれております。

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
信用保証に含まれる 個品割賦取扱高	661,869百万円	739,176百万円

2. 取扱高の事業別内訳

事業	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
個品割賦	1,173,633	1,296,351	122,718
カード・融資	1,559,731	1,592,434	32,703
銀行保証	439,575	515,896	76,321

提出会社参考情報

(1) 営業収益

区分	第52期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業収益			
包括信用購入あっせん収益	31,626	35,239	3,613
個別信用購入あっせん収益	37,039	36,987	52
信用保証収益 (注) 2	79,183	81,367	2,183
融資収益	45,009	38,742	6,266
その他	3,160	3,064	96
小計	196,019	195,401	618
金融収益	375	164	211
その他の営業収益	3,713	3,366	346
合計	200,109	198,932	1,176

(注) 1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 事業収益の信用保証収益には、個品割賦による収益が次のとおり含まれております。

	(第52期)	(第53期)
信用保証収益に含まれる 個品割賦収益	45,225百万円	48,482百万円

3. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	(第52期)	(第53期)
包括信用購入あっせん収益	8,239百万円	11,928百万円
個別信用購入あっせん収益	21,266	21,208
融資収益	25,069	22,575
計	54,575	55,713

4. 事業収益の事業別内訳

事業	第52期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業収益			
個品割賦	82,264	85,469	3,204
カード・融資	75,924	73,607	2,316
銀行保証	31,908	31,072	835
その他	5,921	5,251	669
計	196,019	195,401	618

(注) 「銀行保証」には、信用保証収益に含まれる現在新規取扱のある住宅ローンに係る収益が含まれており、「その他」には、信用保証収益及び融資収益に含まれる現在新規取扱のない住宅ローンに係る収益が含まれております。

(2) 取扱高

主要部門における取扱高については、連結と同額であるため「2 連結営業実績(注) 5. 信販業の主要部門における取扱高」に記載しております。

(事業別営業資産残高)

事業	第52期 (平成24年3月31日)		第53期 (平成25年3月31日)		対前年増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	増減率 (%)
個品割賦 (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	1,698,798 (421,842) (2,120,640)	50.7	1,822,198 (443,191) (2,265,389)	53.0	123,400 (21,349) (144,749)	7.3 (5.1) (6.8)
オートローン (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	1,061,575 (243,185) (1,304,760)	31.7	1,096,137 (248,471) (1,344,609)	31.9	34,562 (5,286) (39,848)	3.3 (2.2) (3.1)
ショッピング (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	637,223 (178,657) (815,880)	19.0	726,060 (194,719) (920,780)	21.1	88,837 (16,062) (104,900)	13.9 (9.0) (12.9)
カード・融資 (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	420,821 (282,784) (703,606)	12.5	341,742 (304,395) (646,138)	10.0	79,079 (21,611) (57,468)	18.8 (7.6) (8.2)
クレジットカード (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	179,065 (244,489) (423,555)	5.3	143,240 (263,663) (406,904)	4.2	35,824 (19,173) (16,651)	20.0 (7.8) (3.9)
ショッピング (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	88,656 (144,979) (233,635)	2.6	76,461 (175,828) (252,289)	2.2	12,195 (30,848) (18,653)	13.8 (21.3) (8.0)
キャッシング (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	90,408 (99,510) (189,919)	2.7	66,779 (87,835) (154,615)	2.0	23,629 (11,675) (35,304)	26.1 (11.7) (18.6)
一般個人ローン (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	241,756 (38,294) (280,050)	7.2	198,502 (40,731) (239,233)	5.8	43,254 (2,437) (40,816)	17.9 (6.4) (14.6)
銀行保証	951,022	28.4	1,028,245	29.9	77,222	8.1
その他(住宅ローン等) (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	280,890 (20,421) (301,312)	8.4	243,256 (17,771) (261,027)	7.1	37,634 (2,650) (40,285)	13.4 (13.0) (13.4)
合計 (債権を流動化した残高) (流動化を含む残高)	3,351,533 (725,048) (4,076,581)	100.0	3,435,442 (765,358) (4,200,800)	100.0	83,908 (40,309) (124,218)	2.5 (5.6) (3.0)

(注) 金額合計は、貸借対照表科目「割賦売掛金」「信用保証割賦売掛金」の合計であります。

(3) 主要事業における利用件数、カード有効会員数、保証件数及び加盟店数

事業	区分	第52期	第53期
		(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
個品割賦	利用件数(千件)	3,446	3,528
カード・融資	クレジットカード有効会員数(千人)	12,608	11,417
	ローンカード有効会員数(千人)	1,117	1,093
銀行保証	保証件数(千件)	1,439	1,482
加盟店数(千店)		795	820

- (注) 1. 利用件数は、各期末における顧客に対する請求件数であり、債権流動化分を含んでおります。
 2. 保証件数は、各期末における提携金融機関等に対する保証件数であります。
 3. 加盟店数は、第53期より抽出方法を変更しております。これに伴い第52期の加盟店数についても同基準による記載に変更しております。

(4) 主要事業における信用供与状況

事業	種別	金額	
		第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
個品割賦	信用供与限度額	特に定めず	同左
カード・融資	信用供与限度額	カードショッピング	会員の信用状況に応じ 10万円から100万円
		カードキャッシング	会員の信用状況に応じ 3万円から100万円 (1万円単位)
		ローンカード	会員の信用状況に応じ 10万円から300万円 (1万円単位)
銀行保証	信用供与限度額	500万円(1万円単位)	同左

- (注) 1. 信用供与限度額は標準限度額であります。
 2. 第53期における新規信用供与件数は、次のとおりであります。

事業		第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 信用供与件数(千件)
個品割賦		8,056
カード・融資	カードショッピング	207,157
	カードキャッシング	2,765
	一般個人ローン	344
銀行保証		6,498

- (注) 一般個人ローンにはローンカード、その他無担保融資等が含まれております。

(5) 主要部門における手数料の状況

部門	種別		料率	
			第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
包括信用 購入あっ せん	会員手数料		クレジット対象額の2.04% (3回払) ~ 16.32% (24回払) (実質年率12.2% ~ 15.0%)	同左
	加盟店手数料		クレジット対象額の1.8% ~ 5.0%	同左
個別信用 購入あっ せん	会員手数料		クレジット対象額の1.58% (3回払) ~ 11.01% (20回払) (実質年率9.5% ~ 12.2%)	同左
	加盟店手数料		クレジット対象額の1.5% ~ 5.0%	同左
信用保証	オートローン	保証料	保証元本の1.14% ~ 2.88% (6回払) 10.23% ~ 26.89% (60回払) (実質年率3.9% ~ 9.8%)	同左
	銀行保証	保証料	2.0% ~ 7.0%	同左
融資	キャッシング サービス	利息	融資額に対して実質年率15.0% ~ 18.0%	同左
	ローンカード	利息	融資額に対して実質年率6.0% ~ 18.0%	同左

- (注) 1. 包括信用購入あっせん部門の料率は標準料率であり、加盟店との契約内容又は提携カードの種類により上記料率と異なる場合があります。
2. 個別信用購入あっせん部門の料率は標準料率であり、加盟店との契約内容により上記料率と異なる場合があります。
3. 信用保証及び融資部門については、主要業務についてのみ記載しております。
なお、信用保証部門の料率については、提携業者との契約内容により上記料率と異なる場合があります。

(6) 融資における業種別貸出状況

業種	第52期 (平成24年3月31日)			第53期 (平成25年3月31日)		
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出件数 (件)
製造業	-	-	-	-	-	-
農業	-	-	-	-	-	-
林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
運輸・通信業	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業、飲食店	50	0.0	1	100	0.0	1
金融・保険業	26,832	6.5	3	377	0.1	1
不動産業	9,275	2.2	3	9,073	2.9	3
サービス業	300	0.1	2	200	0.1	1
地方公共団体	-	-	-	-	-	-
個人	370,865	89.8	7,308,093	297,825	95.1	7,875,220
その他	5,675	1.4	2	5,675	1.8	2
合計	412,997	100.0	7,308,104	313,250	100.0	7,875,228

(7) 融資における担保別貸出状況

担保の種類	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
	貸出金残高(百万円)	貸出金残高(百万円)
有価証券	1,922	299
債権	64	-
商品	-	-
不動産	47,544	41,141
その他	2,550	771
小計	52,082	42,213
保証	-	-
信用	360,915	271,037
合計	412,997	313,250

3【対処すべき課題】

当社は平成25年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画に取り組んでおります。

その基本方針として「ビジネスモデル改革の完成による強固な収益体質の確立と、新たな成長ステージへの挑戦」を掲げ、これまでのビジネスモデル改革を中期経営計画の期間中に完成の域まで到達させて、結果として強固な収益体質を確立するとともに、更なる高みをめざして新たな成長に向けて挑戦してまいります。

事業別の取組といたしまして、個品割賦事業は「ゆるぎない日本一」の事業基盤の確立をめざしてまいります。オートローンにつきましては、お客さまニーズに沿った付加価値サービスの高い商品を提供、推進することにより競争優位性を高めてまいります。また、住宅リフォームや学費につきましても、利便性の向上に資するWeb商品の拡大等により取扱高の拡大をめざします。加えて、新たな有望市場の開拓にも注力してまいります。

カード・融資事業につきましては、融資収益の減少に歯止めをかけるべく、既存会員向けプロモーションや新たな会員獲得、個人事業主向け商品の推進等、各種施策への取組をさらに強化してまいります。また、カードショッピングにつきましては、提携カードや個品市場から分割ニーズの高いカード会員の獲得に努めるとともに、Web市場における利便性向上を図ることにより、取扱高の拡大を図ってまいります。加えて、お客さまニーズにお応えする「あとリボ」や「マイ月リボ」などのサービス提供により、カードショッピングリボ残高の積上げを図ってまいります。

銀行保証事業につきましては、中期経営計画の最終年度の目標でありました保証残高1兆円を初年度にあたる当年度において達成いたしました。一段の良質な資産の積上げをめざし、株式会社みずほフィナンシャルグループとの連携を一層強化するとともに、地域金融機関に対し商品力・提案力を駆使したきめ細かな営業を展開していきます。

更に、事業領域の拡大施策としまして、家賃保証や売掛金決済保証また集金代行などの決済ビジネスへの取組強化を図るとともに、当社の強みであります回収力を活かした新たな未収金回収ビジネスにも継続的に取り組んでまいります。

また、オートローン事業の海外進出につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び伊藤忠商事株式会社より協力を得ながら、中国における事業化調査を更に深めていきます。

このように当社の強みを最大限に活かした独自のビジネスモデルを本格展開し、真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献する名実ともに「日本一の総合個人金融会社」の実現に向け全力を尽くしてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクにつきましては、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項につきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 競争及び市場環境について

リテール金融市場は、個人消費の動向を大きく受ける市場であり、個人消費の急速な悪化に起因するシェア獲得競争の激化による収益率の低下、及び優良取引先との取引状況の変化が業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 法的規制等について

当社グループは、現時点の法令等に従って、業務を遂行しております。将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が、当社グループの業務内容や業績等に影響を及ぼすおそれがあります。なお、当社を含む当業界に特有の法律や影響を及ぼすおそれがある法律につきましては、以下のとおりであります。

「割賦販売法」

当社の主要業務である「個品割賦事業」及び「カード事業」は、「割賦販売法」が適用され、各種の業務規制を受けております。

当社はその事業の継続のため、同法に基づき、関東経済産業局に「個別信用購入あっせん業者」及び「包括信用購入あっせん業者」として業者登録を行っております。本有価証券報告書提出日現在、それらの登録が取り消しとなる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由によりそれらの登録が更新できない場合や取り消し事由に該当した場合は、事業の継続に影響を及ぼすおそれがあります。

業者登録の有効期間並びに取り消し事由に該当する事項は、以下のとおりです。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可番号	有効期限	主な登録取消事由
平成22年3月	個別信用購入あっせん業者	関東経済産業局	関東(個)第6号-1	平成28年3月11日 (3年毎の更新)	<ul style="list-style-type: none"> ・割賦販売法又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられたとき。 ・不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとされたとき。など
平成22年3月	包括信用購入あっせん業者	関東経済産業局	関東(包)第8号	無期限	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金又は出資の額が二千万円に満たない法人となったとき。 ・割賦販売法又は貸金業法の規定により罰金の刑に処せられたとき。 ・不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとされたとき。など

「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」

当社の「カード事業」及び「融資事業」における貸付取引には、「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」の規制を受けております。

当社の貸付は、従来の出資法に定める上限金利以下で行ってりましたが、利息制限法の上限金利を超えていたものがあったため、その超過利息の放棄・返還を行う場合があります。

超過利息の放棄・返還の総額は、前連結会計年度は262億円、当連結会計年度は223億円となっており、今後の請求リスクに対応するため、当連結会計年度末現在で利息返還損失引当金を250億円積み増し、285億円計上しております。

なお、当社はその事業の継続のため、貸金業法に基づき、関東財務局に「貸金業者」の登録を行っております。本有価証券報告書提出日現在、その登録が取り消しとなる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由によりその登録が更新できない場合や取り消し事由に該当した場合は、事業の継続に影響を及ぼすおそれがあります。

業者登録の有効期間並びに取り消し事由に該当する事項は、以下のとおりです。

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可番号	有効期限	主な登録取消事由
昭和59年3月	貸金業者	関東財務局	関東財務局長(10) 第00139号	平成26年3月1日 (3年毎の更新)	・監督官庁の処分に違反したとき、 ・暴力団等の取立制限者であることを知りつつ、債権を譲渡したり取立を委任する等をしたとき、など

その他

「犯罪収益移転防止法」、「個人情報保護法」等の対応のための遵法コストの負荷及び「消費者契約法」、「特定商取引法」等に定める契約の取消、無効事由に該当した場合、貸倒引当金繰入額の増加等により業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 貸倒引当金の状況について

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなるおそれがあります。

(4) 流動性リスクについて

金融情勢の著しい変化が生じた場合や当社の格付の大幅な見直しが行われた場合等には、円滑な資金の確保ができなくなる、あるいは、資金調達コストが上昇し業績及び財政状態に影響を及ぼすおそれがあります。

(5) 金利動向について

当連結会計年度末における借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの残高は9,351億円であります。固定長期借入金の導入、金融派生商品の活用等により、金利変動リスクへの対応を進めておりますが、将来におきまして想定以上の金利の上昇、格付の低下、当社の株価水準等により借入金利の上昇が起こった場合は、金融費用が増加するおそれがあります。また、借入金利の上昇を運用金利に転嫁できない場合や債権流動化における発行条件の悪化等により業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(6) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産につきましては、将来の課税所得に関する予測に基づき計上しておりますが、実際の結果が、かかる予測と異なる可能性があります。また、将来におきまして繰延税金資産の一部の回収ができないと判断した場合及び税率の変更等、その他の予期せぬ理由により繰延税金資産を減額する場合は、業績及び株主資本比率に影響を及ぼすおそれがあります。

(7) 個人情報管理について

当社グループは、事業の内容から、大量の個人情報を扱っており、お客さま本人及び多くの提携先からクレジットの申し込み、カードの紹介等を受けております。個人情報保護法が施行される以前から、個人情報の管理を徹底し万全な体制を整えておりますが、当社システムへの不正侵入、運送中の事故、あるいは内部関係者の関与等により個人情報の漏洩が発生し、当社の信用力が毀損された場合や個人への損害賠償責任、業務面での処分等が発生した場合、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(8) 優先株式の転換による普通株式の希薄化リスクについて

当連結会計年度末現在、優先株式は第一回Ⅰ種優先株式及び第一回Ⅱ種優先株式が残存しており、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、伊藤忠商事株式会社が保有しております。各優先株式の発行条件等については「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況」中、「1. 株式等の状況」に記載しております。

第一回Ⅰ種優先株式は、普通株式への転換条項はなく、希薄化リスクはありません。

一方、第一回Ⅱ種優先株式は、平成22年11月1日より普通株式への転換が可能となっております。その普通株式への転換が行われることにより、当社普通株式の希薄化、また株価形成に影響を及ぼすおそれがあります。

なお、第一回Ⅱ種優先株式がすべて普通株式へ転換された場合、総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、株式会社みずほコーポレート銀行が43.21%、株式会社みずほ銀行が14.52%、伊藤忠商事株式会社が20.15%となります。

(9) 株式会社みずほフィナンシャルグループとの関係について

株式会社みずほフィナンシャルグループは、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行ほか、当社の普通株式及び優先株式を保有しております。当連結会計年度末現在、総株主の議決権に対するみずほグループ全体の所有議決権数の割合は24.68%になっており、当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社として位置づけられております。

同グループとは、株式会社みずほ銀行との平成16年7月のリテール分野における包括業務提携以降も、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。加えて、同グループとは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同グループが当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。

しかしながら、同グループは当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同グループとの関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(10) 伊藤忠商事株式会社との関係について

伊藤忠商事株式会社は、当社の普通株式及び優先株式を保有しております。当連結会計年度末現在の総株主の議決権に対する伊藤忠商事株式会社の所有議決権数の割合は22.62%になっており、当社は同社の持分法適用関連会社として位置づけられております。

平成17年2月に資本・業務提携契約を締結以降、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。また、同社とは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同社が当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。

しかしながら、同社は当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同社との関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(11) その他、次のような事項が発生した場合、業績に影響を及ぼすおそれがあります。

- ・ 予定していたシステム開発のリリースが遅延した場合や、予期しないシステムの不具合や事故及び事務処理にミスや不正があり、お客さまや提携先に影響を及ぼした場合。
- ・ 提携先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合。
- ・ 保有する投資有価証券（上場・非上場・関係会社株式等）について市場価格の下落や投資先の価値の毀損があった場合。
- ・ 保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落等した場合。
- ・ 関係会社の清算に伴い想定以上の損失が発生した場合。
- ・ 当社及び当業界に関するネガティブな報道があった場合。

以上の他にも当社グループが事業を遂行する限りにおきましては、同業他社及び他業種企業と同様に、経済環境、自然災害、金融・株式市場の動向等、様々なリスクが内包されております。これらについて、どのような影響が発生するかについて予測することは困難であります。場合によっては業績に影響を及ぼすおそれがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項の記載につきましては、当連結会計年度末現在におきまして判断したものであります。

(1) 財政状態

資産の部

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ1,936億円増加し、4兆4,803億円となりました。

信販業の営業資産である割賦売掛金と信用保証割賦売掛金の合計額は3兆4,823億円と前連結会計年度末に比べ869億円増加し、これらの営業資産に資産流動化受益債権を加えた合計額につきましては3兆9,344億円と前連結会計年度末より1,215億円増加しており、総資産に対する構成比は87.8%となっております。

割賦売掛金につきましては、6,772億円と前連結会計年度末に比べ836億円減少しました。これは、主に改正貸金業法の個人借入に対する総量規制の影響等を受け、融資残高が減少したことによるものであります。

信用保証割賦売掛金につきましては、2兆8,050億円と前連結会計年度末に比べ1,706億円増加しております。これは、主に銀行保証残高が順調に積み上がったことによるものであります。

負債の部

当連結会計年度末の総負債は前連結会計年度末に比べ1,887億円増加し、4兆2,825億円となりました。

信用保証買掛金につきましては、2兆8,050億円と前連結会計年度末に比べ1,706億円増加しております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金を含めた有利子負債の合計額につきましては9,351億円（前年度末比212億円減）となりました。

利息返還損失引当金につきましては、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末における利息返還損失引当金の計上額は285億円（前年度末比26億円増）となりました。

純資産の部

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ49億円増加し、1,978億円となりました。

連結自己資本比率は前連結会計年度末の4.5%より0.1ポイント低下して4.4%となっております。

（キャッシュ・フローの状況につきましては「第2 事業の状況 1.業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。）

(2) 経営成績の分析

営業収益

当連結会計年度における営業収益は、2,106億円（前年比30億円減）となりました。

融資以外の事業収益につきましては、個品割賦やカードショッピングが牽引し、増収基調を堅持したものの、融資収益の減収により前年比微減の結果となりました。

事業別の状況につきまして、個品割賦事業のオートローンでは、上期のエコカー補助金効果による新車販売の増加や、お客さまニーズに対応した自由返済型ローン等の戦略商品の推進により取扱高は前年を上回り増収となりました。

また、ショッピングクレジットにつきましても、重点分野として取組を強化しております学費は提携先数拡大を推進し、取扱高も順調に増加いたしました。また住宅リフォームも太陽光を中心に取扱高は増加し、ショッピングクレジット全体で増収となりました。

カード・融資事業につきまして、カードショッピングは「エディオンカード」を中心とした大型提携先の取扱高が順調に増加していることに加え、お客さまニーズにお応えする「あとリボ」などのサービス提供により、カードショッピングリボ残高も増加し増収となりました。

一方、融資は総量規制の影響により残高が減少したことから減収となりましたが、取扱高は前年を上回る水準となりました。

銀行保証事業では、新たな地域金融機関との提携に加え、既存提携先に対する新商品の拡充により取引が拡大したことから、保証残高は中期経営計画の最終年度の目標である1兆円を超える水準まで積上げることができるなど、引き続き安定的な収益を確保しております。

その他事業は減収となりましたが、主として前連結会計年度におきまして日本債権回収株式会社を含む連結子会社4社が決算期変更により15ヵ月決算となったことによるものであります。

(信販業の取扱高、事業収益及び信販業の各部門収益に含まれる債権流動化による収益は、「第2 事業の状況 2. 連結営業実績 (注) 3. ~ (注) 5. 」をご参照ください。信販業の各事業別の分析は、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要 (3) 主な事業の状況」をご参照ください。また、営業資産及び債権を流動化した残高は、「第2 事業の状況 提出会社参考情報 (事業別営業資産残高)」、収益計上基準については、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計処理基準に関する事項 (4) 重要な収益の計上基準」をご参照ください。)

営業費用

当連結会計年度における営業費用は、2,065億円(前年比38億円減)となりました。

一般経費につきましては、一層のコスト削減に努めたことにより減少し、また貸倒引当金繰入額につきましては債権良質化の進展が図られたことから大きく減少いたしました。

一方、過払金返還額及び足許の返還状況等を踏まえ利息返還損失引当金を250億円繰り入れいたしました。

経常利益及び当期純利益

当連結会計年度における経常利益は40億円(前年比7億円増)、当期純利益は30億円(前年比10億円増)となりました。

融資収益の減収等はあるものの、個品割賦やカードショッピングの増収に加え、一般経費の圧縮や貸倒引当金繰入額の大幅な減少が寄与し、利息返還損失引当金繰入前では前年から大きく改善いたしました。しかしながら、利息返還損失引当金の大幅な繰り入れにより、当期純利益は30億円となりました。

(3) 経営戦略の現状と見通し

今後の経済環境といたしましては、海外経済の緩やかな回復と足許の円高修正の動きや経済対策等による景気回復への期待感が高まりつつありますが、一方、欧州債務問題の帰趨や海外経済の下振れ懸念、また今後の為替動向や日中関係等国内経済に影響を与える不安定要素が複数あり、先行きを見通しづらい状況が当面続くものと考えております。

一方、当社においてはエコカー補助金効果の剥落による新車販売への影響等はあるものの、改正貸金業法の影響による融資収益の減少幅は圧縮されつつあり、また過払金問題も今後収束に向かうものと予想しており、長らく続いた厳しい経営環境から脱却し高収益体質を現実のものとする時期になりつつあると考えております。

このような事業環境を踏まえ、当社は平成25年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画の2年目にあたる平成26年3月期につきましては、ビジネスモデル改革の完成による強固な高収益体質の実現を図るとともに、新たな成長ステージに向けて一段の取組を強化したいと考えております。

営業収益は融資収益の減少を融資以外の各事業の施策展開により一定程度を吸収し微減に留めることに加え、営業費用については引き続き減少することを見込んでおります。

これらにより、次期の連結業績につきましては、営業収益2,078億円(前年比28億円減)、経常利益269億円(前年比228億円増)、当期純利益は260億円(前年比229億円増)を見込んでおります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において、当社が実施いたしました設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは以下のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

(1) 主要な設備投資

6,844百万円 次期基幹システム

3,908百万円 その他システム

(上記金額には、消費税等は含まれておりません。)

(2) 主要な設備の除却及び売却

重要な設備の除却及び売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。

なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

平成25年3月31日現在

事業所名	事業区分	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (有形固定 資産) (百万円)	その他有 形固定資 産 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	リース資産 (無形固定 資産) (百万円)		合計 (百万円)
本社部門 (東京都千代 田区他)	信販業	営業用設 備	11,265	15	36,658 (23)	2,108	1,000	9,360	8,221	68,630	761 [162]
支店	信販業	営業用設 備	6,424	-	16,763 (6)	622	56	-	-	23,867	3,051 [3,876]
厚生施設他	信販業	その他の 設備	4,627	-	14,749 (72)	-	12	-	-	19,390	- [-]

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の当社における計画中の主なものは次のとおりであります。

なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	事業区分	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
本社部門 (東京都千代 田区他)	信販業	次期基幹システム	(注) 3	38,802	自己資金及び 借入金	平成18年4月	(注) 3
		その他システム	7,500	-	自己資金及び 借入金	平成25年4月	平成26年3月

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 次期基幹システムの投資額は約600億円から650億円を見込んでおり、完了予定については未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
J種優先株式	150,000,000
計	2,115,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	711,049,918	789,049,918	東京証券取引所 市場第一部	(注)3,4,6,7
第一回I種優先株式	140,000,000	140,000,000	非上場・非登録	(注)4,7,8,11
第一回J種優先株式 (注)1	145,000,000	140,940,000	同上	(注)2,4,5,6, 7,9,10
計	996,049,918	1,069,989,918	-	-

(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- 第一回J種優先株式(以下「J種優先株式」という。)は、普通株式への転換を請求する権利を有し、その交付価額は株価の下落により下方修正され交付する普通株式数は増加します。なお、交付価額の下方修正には下限があり、提出日現在の交付価額は下限交付価額である140円に修正されております。詳細につきましては、(注)9(4)に記載しております。
- 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。
- 当社の株式の単元株式数は、普通株式が500株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)及びJ種優先株式は1,000株であります。普通株式は平成19年6月4日に2株を1株にする株式併合を行い、普通株主の権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に1,000株から500株に変更したものであります。また、I種優先株式及びJ種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。
- 平成25年3月12日に、伊藤忠商事株式会社が保有するJ種優先株式(4,060,000株)について、普通株式への取得請求権が行使され、同株式は会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有いたしました。平成25年5月7日に、同法第178条第1項の規定に基づき消却いたしました。なお、その消却に係る費用負担はありません。
- 平成25年6月13日に、伊藤忠商事株式会社が保有するJ種優先株式(10,920,000株)について、普通株式への取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が78,000,000株増加しております。なお、上記優先株式10,920,000株については、会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有しております。
- 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

8. 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は平成22年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

平成29年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%

平成30年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋1.00%×
 $122 \div 365 + 2.75\% \times 243 \div 365$

平成30年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率＝日本円TIBOR(6ヵ月物)＋2.75%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「I種優先中間配当金」という。)を支払う。但し、平成30年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物)の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金(I種優先中間配当金を含む。)と1株につき同額に至るまで剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当(中間配当を含む。)を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得するのと引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度における種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割計算した額(但し、取得日が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。)を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度において種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

$$\text{修正加算額} = \text{I種優先株式1株当たりの払込金額}(1,000\text{円}) \times (a1 \times b \div 365 + a2 \times c \div 365)$$

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

b = 平成29年4月1日から取得日までの日数(平成29年4月1日及び取得日を含む。但し、平成29年8月1日以降の日数を除く。)

a2 = 平成30年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR(6ヵ月物) + 2.75%

c = 平成29年8月1日から取得日までの日数(平成29年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が平成29年7月31日以前の場合には、零とする。)

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

9. J種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は優先配当開始事業年度初日以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株式を有する株主(以下「J種優先株主」という。)又はJ種優先株式の登録株式質権者(以下「J種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株当たり、J種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「J種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「J種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるJ種優先中間配当金を支払ったときは、当該J種優先中間配当金を控除した額とする。

J種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

J種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

・日本円TIBOR(6ヵ月物)は、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーカー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき各事業年度におけるJ種優先配当金の2分の1の額の金銭(以下「J種優先中間配当金」という。)を支払う。

非累積条項

ある事業年度においてJ種優先株主又はJ種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がJ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

J種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、J種優先配当金（J種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、J種優先株式1株につき1,000円を支払う。J種優先株主又はJ種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

J種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 普通株式への転換を請求する権利

J種優先株主は、当会社に対して、以下に定める期間中、その有するJ種優先株式の全部又は一部を取得し、これと引換えに当会社の普通株式を交付すること（以下「転換」という。）を請求することができる。

転換を請求することができる期間

平成22年11月1日から平成32年11月1日まで

転換条件

イ．当初交付価額

当初交付価額は、267円とする。

ロ．転換により交付する普通株式数

転換により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに交付} \\ \text{すべき普通株式数} \end{array} = \frac{\text{J種優先株主が取得の請求を} \\ \text{したJ種優先株式の払込金額} \div \text{交付価額}}{\text{の総額}}$$

交付すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

八．交付価額の修正

交付価額は、平成19年6月4日から平成19年7月17日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に0.9を乗じた額が、当初交付価額を下回る場合は、平成19年7月18日以降、当該平均値に0.9を乗じた額に修正される。

また、交付価額は、平成19年8月1日以降の毎年2月1日及び8月1日（以下「修正日」という。）における「修正基準価額」が、当該修正日の直前において有効な交付価額を下回る場合は、当該修正日以降、当該修正基準価額に修正される。

修正日における「修正基準価額」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額とするが、当該修正基準価額が140円（以下「下限交付価額」という。）を下回る場合には、修正後交付価額は、下限交付価額とする。

なお、提出日現在の交付価額は下限交付価額に修正されている。

二．交付価額の調整

J種優先株式の発行後、株式分割や株式併合により普通株式を発行する場合その他一定の場合には交付価額は下記算式により計算される交付価額に調整されるほか、合併等により交付価額の調整を必要とする場合には必要な交付価額の調整を行う。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{交付価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{交付価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} \\ \text{+ 交付普通株式数} \end{array}}$$

(5) 取得条項（強制転換）

当社は、取得することを請求することができる期間中に取得請求のなかったJ種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えにJ種優先株式の払込金額相当額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。但し、当該平均値が下限交付価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限交付価額をもって計算する。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法により取扱う。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、J種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はJ種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。

10. J種優先株式の所有者との間の取決めの内容は次のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

権利の行使に関する事項について、当社と各所有者との間で、特段の取決めはありません。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、各所有者との間で、原則として、当社の事前の書面による承諾がない限り普通株式への取得請求権の行使が可能となる日以前に、当優先株式を売却しないことを合意しております。また、当社は、一部の所有者との間で、取得請求権の行使の結果交付を受けることとなる当社普通株式を売却することについて、事前に当社と協議を行い、所有者がその意見を斟酌しつつ適切な売却方針を策定し、当該売却方針に基づき売却を実施するよう努めることを合意しております。

11. 発行済株式のうちI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほコーポレート銀行の当会社に対して有する株式会社みずほコーポレート銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 平成15年3月31日付特別当座貸越約定書（平成15年3月31日付連動金利適用に関する特約書、平成15年12月30日付変更契約証書、平成16年3月12日付変更契約証書、平成16年3月31日付変更契約証書、平成16年4月30日付変更契約証書、平成16年6月30日付変更契約証書、平成17年1月17日付変更契約証書、平成17年3月18日付変更契約証書、平成17年3月31日付変更契約証書、平成17年9月30日付変更契約証書、平成18年3月31日付変更契約証書、平成18年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2)【新株予約権等の状況】

平成22年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	510	510
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	255,000	255,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月27日～ 平成42年8月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 29,000円 資本組入額 500株につき 14,500円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
	<p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成23年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	535	521
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	267,500	260,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月26日～ 平成43年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 38,000円 資本組入額 500株につき 19,000円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
	<p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成24年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	445	427
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	222,500	213,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月24日～ 平成44年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 53,000円 資本組入額 500株につき 26,500円	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none">・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	同左

(注)1. 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回J種優先株式

	第4四半期会計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	4,060,000	4,060,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	29,000,000	29,000,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	140.00	140.00
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	9,060,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	64,714,284
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	140.00
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注)平成25年6月13日に、第一回J種優先株式のうち10,920,000株について、取得請求権が行使されたためその対価として普通株式が78,000,000株交付されております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年9月22日(注)1	普通株式 143,762	普通株式 646,137 優先株式 340,000	-	150,000	-	834
平成22年9月30日(注)2	優先株式 50,000	普通株式 646,137 優先株式 290,000	-	150,000	-	834
平成22年11月1日(注)1	普通株式 28,571	普通株式 674,709 優先株式 290,000	-	150,000	-	834
平成22年12月31日(注)2	優先株式 4,000	普通株式 674,709 優先株式 286,000	-	150,000	-	834
平成23年1月28日(注)1	普通株式 2,012	普通株式 676,721 優先株式 286,000	-	150,000	-	834
平成23年2月7日(注)1	普通株式 3,118	普通株式 679,839 優先株式 286,000	-	150,000	-	834
平成23年3月31日(注)2	優先株式 718	普通株式 679,839 優先株式 285,281	-	150,000	-	834
平成23年4月1日(注)1	普通株式 2,012	普通株式 681,851 優先株式 285,281	-	150,000	-	834
平成23年4月30日(注)2	優先株式 281	普通株式 681,851 優先株式 285,000	-	150,000	-	834
平成23年7月1日(注)3	普通株式 70	普通株式 681,922 優先株式 285,000	2	150,002	2	836
平成24年4月2日(注)3	普通株式 53	普通株式 681,975 優先株式 285,000	1	150,003	1	838
平成24年7月2日(注)3	普通株式 74	普通株式 682,049 優先株式 285,000	2	150,006	2	841
平成25年3月12日(注)1	普通株式 29,000	普通株式 711,049 優先株式 285,000	-	150,006	-	841

(注) 1. 優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことによるものであります。

2. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

3. 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

4. 平成25年5月7日に、自己株式(優先株式)の消却により、優先株式の発行済株式総数が4,060千株減少しております。

5. 平成25年6月13日に、優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が78,000千株増加しております。

(6)【所有者別状況】

普通株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	42	78	386	150	29	30,945	31,630	-
所有株式数(単元)	-	484,332	56,070	502,921	87,371	651	289,815	1,421,160	469,918
所有株式数の割合(%)	-	34.08	3.94	35.38	6.14	0.04	20.39	100.00	-

(注)1. 当期末現在の自己株式は36,154株であり、「個人その他」の欄に72単元及び「単元未満株式の状況」の欄に154株を含めて記載しております。

2. 平成25年6月13日に、優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が78,000千株増加しております。

第一回I種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	140,000	-	-	-	-	-	140,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

第一回J種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	1	-	-	1	4	-
所有株式数(単元)	-	115,000	-	25,940	-	-	4,060	145,000	-
所有株式数の割合(%)	-	79.31	-	17.88	-	-	2.80	100.00	-

(注)1. 当期末現在の自己株式は4,060,000株であり、「個人その他」の欄に記載しております。平成25年3月12日に、伊藤忠商事株式会社が保有する第一回J種優先株式(4,060千株)について、普通株式への取得請求権が行使され、同株式は会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有いたしました。平成25年5月7日に、同法第178条第1項の規定に基づき消却いたしました。なお、その消却に係る費用負担はありません。

2. 平成25年6月13日に、伊藤忠商事株式会社が保有する第一回J種優先株式(10,920千株)について、普通株式への取得請求権が行使されておりますが、同株式10,920千株については、会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有しております。

(7) 【大株主の状況】

普通株式及び第一回I種優先株式並びに第一回J種優先株式の合計所有株式数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行 (注)	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	313,809	31.50
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	186,704	18.74
株式会社みずほ銀行 (注)	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	111,165	11.16
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	13,450	1.35
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	12,235	1.22
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	0.78
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	7,675	0.77
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	7,675	0.77
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	0.77
オリエントコーポレーション社員 持株会	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	6,509	0.65
計	-	674,680	67.73

(注) 平成25年6月21日に株式会社みずほコーポレート銀行より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出され、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、株式会社みずほコーポレート銀行が16.24%(第一回I種優先株式140,000千株を除く)、株式会社みずほ銀行が10.39%に変更となった旨の報告を受けております。なお、第一回I種優先株式140,000千株を含めた株式会社みずほコーポレート銀行の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は29.32%となります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%) (注)1
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	321,528	22.62
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	177,330	12.47
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	162,618	11.44
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	26,900	1.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	24,471	1.72
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	15,564	1.09
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	15,350	1.08
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	15,350	1.08
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	15,350	1.08
オリエントコーポレーション社員 持株会	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	13,018	0.91
計	-	787,479	55.41

(注)1. 総株主の議決権については、「(8) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載しております。

2. 普通株式及び第一回I種優先株式並びに第一回J種優先株式ごとの大株主の状況は、以下のとおりであります。

普通株式

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	160,764	22.60
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	88,665	12.46
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	81,309	11.43
東京センチュリーリース株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	13,450	1.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	12,235	1.72
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	7,782	1.09
清和総合建物株式会社	東京都港区芝大門1丁目1番23号	7,675	1.07
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号	7,675	1.07
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	7,675	1.07
オリエントコーポレーション社員 持株会	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	6,509	0.91
計	-	393,740	55.37

第一回I種優先株式

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	140,000	100.00

第一回J種優先株式

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	92,500	63.79
伊藤忠商事株式会社 (注)	東京都港区北青山2丁目5番1号	25,940	17.88
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	22,500	15.51
株式会社オリエントコーポレー ション (注)	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	4,060	2.80
計	-	145,000	100.00

(注) 平成25年3月12日に、伊藤忠商事株式会社が保有する第一回J種優先株式(4,060千株)について、普通株式への取得請求権が行使され、同株式は会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有いたしました。平成25年5月7日に、同法第178条第1項の規定に基づき消却いたしました。なお、その消却に係る費用負担はありません。

また、平成25年6月13日に、伊藤忠商事株式会社が保有する第一回J種優先株式(10,920千株)について、普通株式への取得請求権が行使されておりますが、同株式10,920千株については、会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種優先株式 140,000,000	-	(注)1
	第一回J種優先株式 145,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 86,000	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 710,494,000	1,420,988	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 469,918	-	(注)1, 3
発行済株式総数	996,049,918	-	-
総株主の議決権	-	1,420,988	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個を含めて記載しております。

3. 1単元(500株)未満の株式であります。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町 5丁目2番地1	36,000	-	36,000	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田 錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	86,000	-	86,000	0.01

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成22年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

決議年月日	平成22年7月29日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）11名、当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成23年7月29日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成24年7月30日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）10名、当社執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号の規定に基づく第一回J種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,060,000	-
当期間における取得自己株式	10,920,000	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	4,060,000	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	4,060,000	-	10,920,000	-

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,212	1,031,533
当期間における取得自己株式	1,560	563,280

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注) 2	26,500	7,121,052	16,000	4,186,514
保有自己株式数	36,154	-	21,714	-

(注) 1. 当期間における自己株式の処分株式数及び処分価額の総額には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 当事業年度及び当期間の内訳は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使であります。

3 【配当政策】

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ安定的・継続的な配当を実施することとしており、また優先株式を買入れ償還することも当社の重要な経営課題としております。

当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年9月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めております。なお、配当に関する決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期における普通株式及び優先株式の期末配当金につきましては、最終的な決算の状況及び前述の基本方針を総合的に勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただくことといたしました。次期の期末配当金につきましては、今後の当社を取巻く環境の変化や業績の動向等を十分に見極めたくうえで判断させていただきたく、現時点では未定とさせていただきます。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	230	131	130	104	439
最低(円)	64	73	52	66	84

(注) 最高・最低株価は、平成23年3月16日までは東京証券取引所市場第二部、平成23年3月17日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	164	179	345	439	344	322
最低(円)	116	145	165	305	264	236

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会 長兼会長執行 役員		西田 宣正	昭和25年 1月27日生	昭和47年 4月 株式会社第一勧業銀行 (現、みずほ銀行及びみずほ コーポレート銀行) 入行 平成 9年 5月 同行金融法人部長 平成12年 6月 同行執行役員 平成14年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役 員 平成17年 5月 当社顧問 平成17年 6月 当社取締役兼専務執行役員 平成17年 6月 当社営業本部長 平成18年 4月 当社営業本部市場開発グループ 担当 平成18年 6月 当社取締役副社長兼副社長執行 役員 平成19年 6月 当社代表取締役社長兼社長執行 役員 平成21年 4月 当社事業本部長 平成23年 6月 当社代表取締役会長兼会長執行 役員(現任)	注 3	普通株式 41,000
代表取締役社 長兼社長執行 役員		齋藤 雅之	昭和28年12月 2日生	昭和51年 4月 株式会社第一勧業銀行 (現、みずほ銀行及びみずほ コーポレート銀行) 入行 平成14年 4月 株式会社みずほ銀行経営企画部 長 平成15年 3月 同行執行役員 平成17年 4月 株式会社みずほフィナンシャル グループ常務執行役員 平成17年 4月 同社リスク管理グループ長 (兼)人事グループ長(兼)コ ンプライアンス統括グループ長 平成20年 6月 株式会社トータル保険サービス 代表取締役副社長 平成22年 6月 当社顧問 平成22年 6月 当社取締役副社長兼副社長執行 役員 平成22年 6月 当社経営企画グループ担当 平成23年 4月 当社事業本部事務グループ担当 平成23年 6月 当社代表取締役社長兼社長執行 役員(現任)	同上	普通株式 20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役兼 専務執行役員	信用管理グ ループ担当 (兼)コンプ ライアンス委 員会委員長	松見 和彦	昭和26年12月13日生	昭和50年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成18年4月 同社法務部長(兼)法務部総括 チーム長 平成18年6月 同社法務部長(兼)法務部 ITOCHU DNA プロジェ クト責任者 平成20年4月 同社執行役員 平成20年4月 同社法務部長(兼)法務部内部 統制統括責任者(兼)法務部 ITOCHU DNA プロジェ クト責任者 平成22年6月 同社法務部長(兼)法務部コン プライアンス責任者 平成23年4月 同社顧問 平成23年6月 当社顧問 平成23年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成23年6月 当社信用管理グループ担当 平成24年4月 当社代表取締役兼専務執行役員 (現任) 平成24年4月 当社信用管理グループ担当 (兼)コンプライアンス委員会 委員長(現任)	注3	普通株式 15,000
取締役兼専務 執行役員	人事グループ 担当	塩見 美照	昭和24年12月3日生	昭和52年4月 当社入社 平成6年4月 当社営業店本部管理センター部 長 平成9年6月 当社取締役 平成14年6月 当社執行役員 平成16年4月 当社営業本部管理グループ担当 平成17年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成20年6月 当社取締役兼専務執行役員(現 任) 平成21年4月 当社事業本部管理グループ担当 平成23年6月 当社管理グループ担当 平成25年6月 当社人事グループ担当(現任)	同上	普通株式 16,000
取締役兼常務 執行役員	金融保証グ ループ担当	太田 人成	昭和26年8月29日生	昭和49年4月 株式会社日本興業銀行 (現 みずほ銀行及びみずほ コーポレート銀行)入行 平成14年4月 株式会社みずほ銀行支店業務第 九部部長 平成15年4月 株式会社みずほコーポレート銀 行大阪営業第一部付審議役 平成16年6月 同行企業推進第一部付審議役 平成16年6月 当社顧問 平成16年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社財務グループ担当 平成17年4月 当社財務グループ担当(兼)営 業本部金融保証グループ副担当 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成19年6月 当社営業本部金融保証グルー プ担当 平成21年4月 当社事業本部金融保証グルー プ担当 平成23年6月 当社金融保証グループ担当(現 任)		普通株式 同上 11,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼常務 執行役員	経理グループ 担当(兼)経 営企画グル ープ副担当	中村 敏彦	昭和29年12月31日生	昭和53年10月 当社入社 平成13年10月 当社企画部部長 平成17年4月 当社経営企画グループ経営企画 部長(兼)経営企画グループ経 営企画部債権審査室長 平成17年6月 当社取締役兼執行役員 平成18年6月 当社経理グループ担当 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成19年7月 当社経理グループ担当(兼)経 営企画グループ副担当(現任)	注3	普通株式 12,000
取締役兼常務 執行役員	事務グループ 担当	小川 恭平	昭和29年12月21日生	昭和59年8月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部営業推進グループ 営業企画部部長 平成16年10月 当社営業本部営業推進グループ 営業企画部長 平成18年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役兼執行役員 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成20年6月 当社営業本部営業本部統括室長 (兼)営業本部営業推進グル ープ営業企画部長 平成21年4月 当社事業本部事業本部統括室長 平成23年6月 当社業務部長 平成24年6月 当社人事グループ担当 平成25年6月 当社事務グループ担当(現任)	同上	普通株式 15,500
取締役兼常務 執行役員	業務部長	高橋 則朗	昭和31年7月7日生	昭和57年10月 当社入社 平成18年4月 当社営業本部営業推進グループ 営業統括部長 平成18年11月 当社営業第二部長 平成20年4月 当社営業本部営業推進グループ 営業統括部長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年4月 当社事業本部営業推進グループ 支店統括部長 平成22年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社事業本部営業推進グループ 担当(兼)事業本部営業推進グ ループ営業推進部長(兼)事業 本部営業推進グループ支店統括 部長 平成23年6月 当社営業推進グループ担当 (兼)営業推進グループ営業推 進部長 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成25年4月 当社業務部長(現任)	同上	普通株式 7,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼常務 執行役員	市場開発グ ループ担当	三宅 幸宏	昭和32年10月20日生	昭和55年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年4月 同社宇宙・情報・マルチメディ ア経営企画部長(兼)宇宙・情 報・マルチメディアカンパニー チーフインフォメーション オ フィサー 平成18年4月 同社東アセアン代表(シンガ ポール駐在)(兼)伊藤忠シン ガポール会社社長(兼)シンガ ポール支店長 平成19年5月 同社東アセアン代表(シンガ ポール駐在)(兼)アジア企画 開発部長(兼)伊藤忠シンガ ポール会社社長(兼)シンガ ポール支店長 平成20年4月 同社事業部長 平成21年4月 同社執行役員 平成23年4月 同社統合リスクマネジメント部 長代行 平成24年4月 同社顧問 平成24年6月 当社顧問 平成24年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任) 平成24年6月 当社市場開発グループ担当(現 任)	注3	普通株式 15,000
取締役兼常務 執行役員	システムグ ループ担当	前田 公輔	昭和34年6月20日生	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 当社営業本部営業推進グループ 支店統括部部长 平成19年7月 当社営業本部営業推進グループ 首都圏支店部長 平成21年4月 当社事業本部営業推進グループ 営業企画部長 平成22年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社営業推進グループ営業企画 部長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社業務部長 平成25年4月 当社システムグループ担当(現 任) 平成25年6月 当社取締役兼常務執行役員(現 任)	同上	普通株式 9,000
取締役		木造 信之	昭和28年4月24日生	昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年4月 同社建設部長 平成18年4月 同社金融・不動産・保険・物流 カンパニー経営企画部長 平成20年4月 同社建設・不動産部門長 平成21年6月 同社執行役員 平成24年4月 同社常務執行役員(現任) 平成24年4月 同社建設・金融部門長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年4月 伊藤忠商事株式会社住生活・情 報カンパニーエグゼクティブバ イスプレジデント(兼)建設・ 金融部門長(現任)	同上	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		木山 博	昭和29年2月3日生	昭和51年4月 株式会社富士銀行 (現、みずほ銀行及びみずほ コーポレート銀行) 入行 平成12年9月 株式会社みずほホールディング ス管理部長 平成15年3月 株式会社みずほフィナンシャル グループ管理部長 平成15年8月 同社経営企画部長 平成17年4月 同社執行役員 平成19年4月 株式会社みずほ銀行常勤監査役 平成21年6月 みずほビジネスサービス株式会 社代表取締役社長 平成23年6月 当社常務執行役員 平成23年6月 当社事務グループ担当 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	注3	-
常勤監査役		高田 幸治	昭和28年8月8日生	昭和51年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年9月 同社コンプライアンス室長 (兼) 業務部 平成15年4月 同社コンプライアンス室長 平成17年4月 同社CSR・コンプライアンス 統括部長代行(兼) CSR・コ ンプライアンス統括部コンプラ イアンス室長 平成19年5月 同社リスクマネジメント部長代 行 平成21年4月 同社貿易・物流統括部長 平成23年4月 同社CAO・CCO付 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	注4	-
常勤監査役		森 達也	昭和31年11月1日生	昭和58年3月 当社入社 平成14年6月 当社財務部部长 平成17年9月 当社経営企画グループグループ 事業部長 平成19年6月 当社執行役員 平成19年7月 当社総務グループ総務部長 平成22年10月 当社総務グループ副担当 平成23年3月 当社業務監査部長 平成24年6月 当社常勤監査役(現任)	注5	普通株式 26,500
監査役		熊崎 勝彦	昭和17年1月24日生	昭和47年4月 検事任官 平成8年12月 東京地方検察庁特捜部長 平成12年6月 前橋地方検察庁検事正 平成16年1月 最高検察庁公安部長 平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 のぞみ総合法律事務所入所 平成17年1月 日本プロフェッショナル野球組 織コミッショナー顧問(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成18年9月 熊崎勝彦総合法律事務所所長 (現任) 平成19年6月 綿半ホールディングス株式会社 監査役(現任)	注4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		平井 堅治	昭和24年3月5日生	昭和47年4月 富国生命保険相互会社入社 平成10年4月 同社国際部長 平成14年7月 同社有価証券部長 平成17年7月 同社取締役 平成19年9月 同社常務取締役 平成21年4月 同社取締役 常務執行役員(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	注5	-
計						普通株式 188,000

(注) 1. 取締役 木造 信之氏は社外取締役であります。

2. 常勤監査役 高田 幸治及び監査役 熊崎 勝彦、平井 堅治の各氏は社外監査役であります。

3. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成24年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
会長執行役員	西田 宣正	
社長執行役員	齋藤 雅之	
専務執行役員	松見 和彦	信用管理グループ担当兼コンプライアンス委員会委員長
専務執行役員	塩見 美照	人事グループ担当
常務執行役員	太田 人成	金融保証グループ担当
常務執行役員	中村 敏彦	経理グループ担当兼経営企画グループ副担当
常務執行役員	藪田 清隆	財務グループ担当
常務執行役員	深澤 雄二	コンプライアンスグループ担当兼総務グループ担当
常務執行役員	小川 恭平	事務グループ担当
常務執行役員	高橋 則朗	業務部長
常務執行役員	水野 哲朗	経営企画グループ担当
常務執行役員	三宅 幸宏	市場開発グループ担当
常務執行役員	前田 公輔	システムグループ担当
常務執行役員	松尾 秀樹	顧客営業推進グループ担当
常務執行役員	中林 美雄	営業推進グループ担当兼営業推進グループ営業推進部長
常務執行役員	説田 信夫	管理グループ担当
執行役員	上田 健	営業推進グループ渉外担当
執行役員	戸田 仁美	システムグループ副担当
執行役員	山口 朗	顧客営業推進グループ渉外担当
執行役員	松浦 幸雄	市場開発グループみずほ連携推進部担当
執行役員	池田 佳史	市場開発グループ伊藤忠連携推進部担当兼営業推進グループ渉外担当
執行役員	越野 壽夫	コンプライアンスグループ法務部長
執行役員	前橋 正人	営業推進グループ渉外担当
執行役員	風間 雄二	経営企画グループ経営企画部長
執行役員	鈴木 俊彦	金融保証グループ渉外担当
執行役員	田邊 祥次	管理グループ管理統括部長
執行役員	鈴木 康之	市場開発グループ渉外担当
執行役員	大熊 知顕	営業推進グループ支店統括部長
執行役員	庄司 雅俊	営業推進グループ自動車統括部長
執行役員	村越 由浩	人事グループ人事部長兼人事グループ人事部人権啓発室長
執行役員	古賀 正弘	業務監査部長
執行役員	山森 裕一	システムグループシステム企画部長

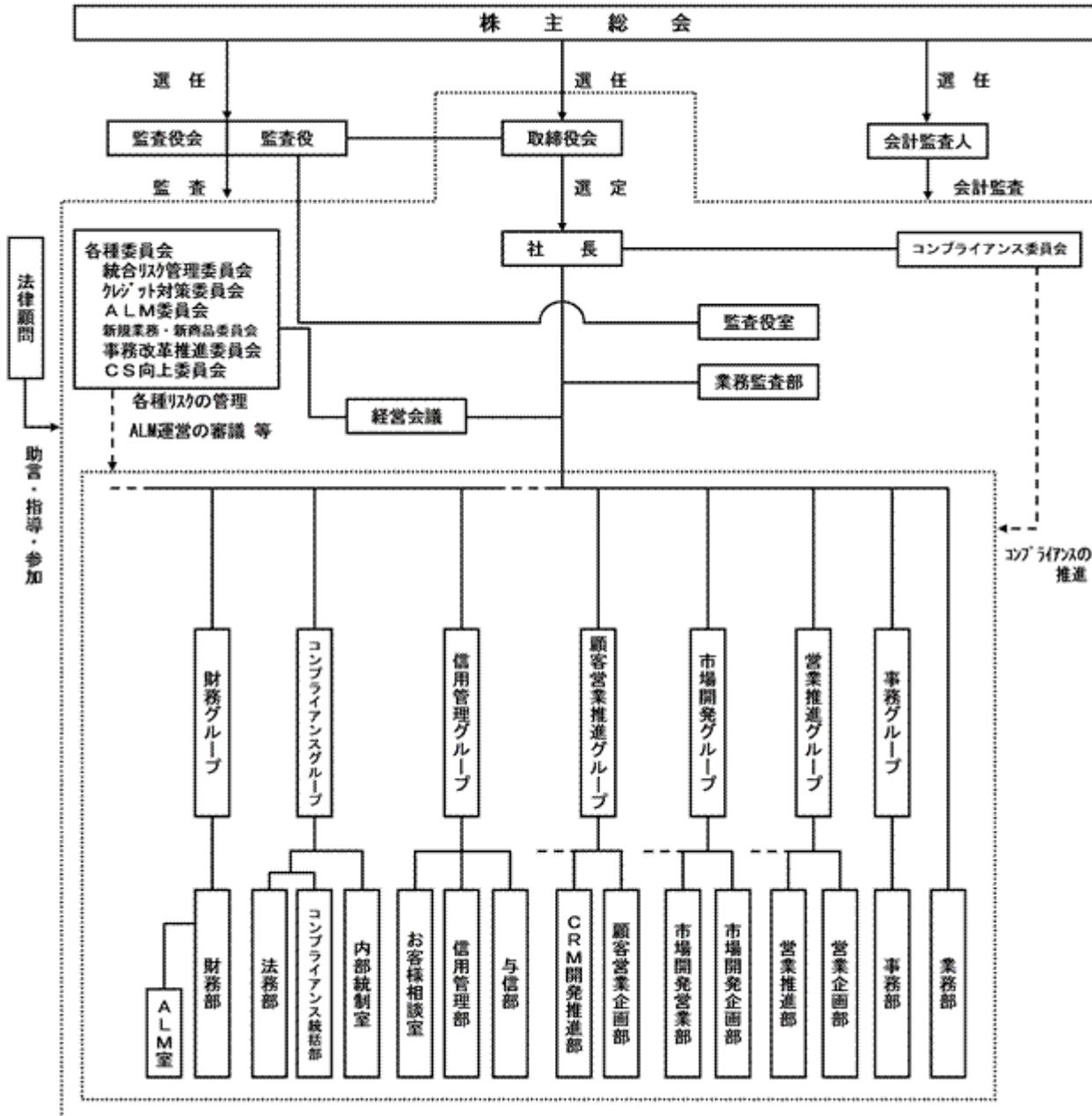
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の基本理念に基づき社会的責任を果たすとともに、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の極大化を実現することが、経営の最重要課題であると認識しております。このためには、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できると同時に、効率的で透明度が高く、的確な情報開示が可能となる経営体制を構築し、経営の健全性及び効率性を確保することが不可欠であるとの観点から、継続的にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。なかでも、コンプライアンスは、コーポレート・ガバナンスの根幹をなすものと考えており、社会的公器としての自覚を踏まえた企業行動を確保するために、役職員一人一人に対して、これを徹底しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



平成25年6月27日現在 抜粋

(2) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

イ．会社の機関の基本説明

当社は、従来監査役制度を採用しており、株主総会の下に法定機関である取締役会、監査役会を置くほか、経営会議を設けております。また、激変する経済情勢や多様化するお客さまニーズ・加盟店ニーズに即応し、業務執行の迅速化・効率化を実現するため、平成14年6月より執行役員制度を導入しております。

ロ．会社の機関の内容

取締役会は、取締役11名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。必要に応じ随時開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。なお、社外取締役は客観的な視点や広範な視野からの適宜必要な発言に加え、経営の意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外からの経営に対する監視の観点については、社外監査役による監査を実施しており、十分に機能しております。

監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。原則月1回の開催により、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門とは定期的に、お互いの情報交換を行うなどの連携をとり、監査の実効性と効率性の向上をめざしております。当連結会計年度においては、会計監査人との間で6回、内部監査部門との間で5回、定期的な会合を実施いたしました。また、監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助する体制をとっております。

経営会議は、会長、社長、副社長及びその他関連する重要な組織の長等で構成されており、原則週1回の開催により、取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行っております。

ハ．取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

ニ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

企業統治の体制を採用している理由

当社は、一定の独立性が確保された社外取締役を1名選任した上で、監査役会や内部監査部門、内部統制部門等との連携を図っていく形のガバナンス体制を採用しております。このガバナンス体制は、監査役の機能を有効に活用しながら、監査役に係る権限・体制面での不備をも補い、経営に対する監督機能の強化を可能とするものと考えております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、基本理念及び経営方針を定め、これらに基づいて、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社(以下「グループ会社」という。)からなる当社グループの業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、グループの全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライアンスに関する行動規準である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
- ・取締役会を定期的開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
- ・コンプライアンスに関する統括部署として、社長直轄の「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守します。
- ・内部通報制度を設け、違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
- ・個人情報管理につきましては、個人情報保護法並びに経済産業省ガイドライン、金融庁ガイドライン等との適合性を確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置して、その適正な管理を行います。
- ・財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を責任部署として内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
- ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するための基本方針を定めています。また、当社及び当社グループ会社の全役員、全従業員の具体的な行動規準である「The Orico Group Code」において反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求行為に対しては断固として拒絶することを定めており、これらの勢力との関係を遮断するための体制を構築します。
- ・業務監査部を設置し、独立の立場で内部監査を実施します。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成する経営会議について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・その他、稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「統合リスク管理委員会」を設置し、当社業務に関する各種リスクを統合的に把握・管理することを目的として、審議・調整を行います。
- ・各種リスクの重要度に応じ、委員会等を設置するとともに、必要に応じて専門部署による適切なリスク管理体制を構築します。
- ・大規模地震等による緊急事態発生時の対応並びに事業継続管理に関して、「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法を定め、その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行います。
- ・経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議・決定を行います。
- ・執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化するとともに、職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

- ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営管理を行う専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定めることにより、実効性のある子会社管理を行います。
 - ・当社は、子会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営管理について定めた規程に掲げる事項に関し承認をすること又は報告を受けることとし、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
 - ・当社の業務監査部は、子会社の業務についても監査を行うものとします。
- ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
 - ・前号の使用人の人事異動については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。
- ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、統合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席することができ、必要があると認めるときは意見を述べることもできますものとします。
 - ・監査役は、会計監査人、取締役、その他使用人より適宜報告を受けるとし、報告を受けたときは、必要に応じて監査役会に報告するものとします。
 - ・監査役全員は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言するなど、監査の実効性確保に努めます。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保するなどし、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認します。
 - ・常勤監査役は、業務監査部と、定期的に業務報告を受けるとにより連携を確保するなどし、業務執行状況を確認します。また、子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ります。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務執行にあたっての様々なリスクを適切に管理し、各種事態の予防、発生に対する的確な対処を可能とすることで、事業を安定的に遂行し、経営資源を保全し、企業価値を維持すべく、リスク管理体制の整備を進めております。

当社業務に関するリスクを統合的に把握・管理するための体制として、「統合リスク管理委員会」を構成し、定期的に開催の上、審議結果を取締役会に報告しております。また、個別リスクの管理体制としては以下のとおりであります。

信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「信用管理グループ」を設置しております。この「信用管理グループ」を構成する「与信部」「信用管理部」「お客様相談室」において、顧客に対する与信状況及び信用状況を「与信部」で、また加盟店の取引状況や業況を「信用管理部」で、またお客さまからのニーズの他、加盟店や当社に対する様々なご意見等を「お客様相談室」で把握する体制をとっております。これにより、顧客の信用状況や加盟店の業況・動態を一元的に管理し、営業に対する健全な牽制関係を構築すると共に、信用リスクの管理体制の充実に努めてまいります。これに加え、適正な与信の実現及び加盟店管理の強化に関する重要な対策事項を審議・決定する機関として「クレジット対策委員会」を発足させ、より厳格な対策を講じてまいりました。これにより、経営者が、適正な与信に関する事項及び重要な加盟店の信用状況に関する報告を適時に受け、直ちに適切な対応策を指示できる機動的な体制を構築しております。

金利変動リスクについては、「財務部」の部内室である「ALM室」にて、各種計測システムを活用して金利変動リスクを把握し、適切な対応を進める体制としております。また、「ALM委員会」を定期的に開催し、当社の資産負債全体の金利変動リスク及び資金流動性リスクを把握・管理することにより、外部環境等の変化に応じた適切なコントロールを実施しております。

新規業務・新商品に関するリスクについては、重要度に応じて、「新規業務・新商品委員会」を開催し、戦略性、収益性を踏まえて、想定されるリスクの洗い出しとその対応策の検討を行うことにより、リスク管理の徹底を図っております。

情報セキュリティに関するリスクについては、「情報セキュリティ規程」等社内規程に基づいて、効果的な情報セキュリティ施策を推進しております。さらに、組織面、物理面も含む包括的な情報セキュリティマネジメントを構築し、コンプライアンス統括部を中心に整備・運用を行っております。なかでも、当社は個人情報を当社にとって最も重要な資産であると認識しており、個人情報保護法等の法令遵守を徹底し、個人情報を適切に取り扱う体制を構築するとともに、個人情報保護マネジメントシステムを通して徹底したリスクマネジメントを実施しております。システム障害等、当社の経営に重大な影響を与える事象及び地震等の自然災害の発生に係るリスクについては、事業継続管理に関する「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行い、予め定められたマニュアルに沿った適切な対応を行うことで、損失の極小化と業務の継続性を確保する体制を構築しております。

なお、「反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況」については、以下のとおりであります。

イ. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めます。

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- ・当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- ・当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力への対応については、当社及び当社グループ会社の行動規準として定めた「The Orico Group Code」の中で「会社としての取り組み姿勢」及び「社員としての取り組み姿勢」として具体的に行動の判断尺度を明文化し、全役職員に周知を図っています。
- ・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し研修会等に参加するなど、反社会的勢力の排除活動に積極的に取り組んでいます。
- ・反社会的勢力による有事発生時の責任部署と対応方法を定め、外部専門機関とも連携し、適切な措置を講じる体制を構築しています。
- ・反社会的勢力の情報を一元管理し、顧客・加盟店等との取引において、反社会的勢力との関係を遮断するための体制整備を進めています。

(3) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査機能としては、27名のスタッフで構成される「業務監査部」が、本社部門、各営業店及び子会社に対して、業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を定期的実施しております。内部監査は、年度計画が取締役会において審議されたうえで実施され、その結果も取締役会に報告されるなど、取締役会がその実施状況及び結果について定期的に把握できる体制になっており、また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努力しております。内部監査の実施にあたっては、内部監査部門、監査役、会計監査人及び内部統制部門が相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。

また、監査役の直属の組織として「監査役室」を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助しております。各監査役の有する経営や法務等の豊富な見識に加え、会計監査人及び財務、会計の専門部署と密接な情報交換を行う等により、監査体制の強化に取り組んでおります。監査役は取締役会や経営会議等における審議事案について必要に応じて、所管部署から事前に説明を受けることができ、内部統制部門からは定期的に業務報告を受ける等により、内部統制の状況を確認しております。

(4) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、社外取締役については、一定の独立性を確保するだけでなく、社会・経済情勢等に関する客観的、専門的な高い見識と豊富な経験に基づいた助言及び監督により、経営の健全性及び効率性確保に資することを考慮し選任しております。また、社外監査役については、一定の独立性が確保され、かつ、経営、法務等における高い専門性や豊かな経験に基づいた中立的、客観的な視点からの監査により、経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

社外監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等により両者間の連携を確保し、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認しております。また、社外監査役へは監査役会において、内部監査部門及び内部統制部門からの業務報告に基づき情報伝達が行なわれるなど連携を確保しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係等については以下のとおりであります。

役名	氏名	当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係	当該役員を選任している理由
取締役	木造 信之	[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・伊藤忠商事株式会社 常務執行役員 伊藤忠商事株式会社は当社の大株主という関係にあります。 [他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社取締役 ・株式会社センチュリー21・ジャパン取締役（社外取締役） ・中央設備エンジニアリング株式会社取締役 上記3社は、当社の取引先という関係にあります。	・伊藤忠商事株式会社の常務執行役員として、金融分野等における豊富な経験と高い見識を活かして当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制の更なる強化を図るため。
常勤監査役	高田 幸治	当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の出身ですが、同社を平成23年6月に退職後、兼職先はありません。	・上場企業において培われた海外も含めた幅広い法務知識と経験に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適正性・適法性を確保するための助言・提言をいただくことで、当社の監査機能の充実を図るため。
監査役	熊崎 勝彦 (注)	[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・熊崎勝彦総合法律事務所 所長 当社と熊崎勝彦総合法律事務所の間には特別な関係はありません。	・弁護士の資格を有し豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の適正性・適法性を確保するための助言・提言をいただくことで、当社の監査機能の充実を図るため。
監査役	平井 堅治	[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・富国生命保険相互会社 取締役 常務執行役員 富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にあります。	・富国生命保険相互会社における経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の経営の意思決定の適正性・適法性を確保するために有益な助言をいただくことで、当社の監査機能の充実を図るため。

(注) 当社は、監査役 熊崎 勝彦氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。

当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	252	240	11	-	-	11
監査役 (社外監査役を除く)	32	32	-	-	-	3
社外役員	35	35	-	-	-	6

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はおりません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

(6) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

71銘柄 5,433百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
京成電鉄株式会社	638	408	取引関係の維持・拡大
東京センチュリーリース株式会社	200	334	取引関係の維持・拡大
株式会社Olympic	255	198	営業政策上の保有
株式会社池田泉州ホールディングス	1,711	196	取引関係の維持・拡大
株式会社広島銀行	464	175	取引関係の維持・拡大
株式会社みちのく銀行	1,000	169	取引関係の維持・拡大
第一生命保険株式会社	1	163	取引関係の維持・拡大
株式会社石井鐵工所	900	156	営業政策上の保有
株式会社筑邦銀行	684	149	取引関係の維持・拡大
As-me エステール株式会社	135	121	営業政策上の保有
トモニホールディングス株式会社	199	80	取引関係の維持・拡大
株式会社シーボン	36	59	営業政策上の保有
株式会社F & A アクアホールディングス	65	52	営業政策上の保有
株式会社ファミリー	105	23	営業政策上の保有
株式会社タカキュー	120	21	営業政策上の保有
株式会社ヤマノホールディングス	416	21	営業政策上の保有
株式会社中京医薬品	87	18	営業政策上の保有
株式会社ニチリョク	100	17	営業政策上の保有
株式会社イエローハット	11	16	営業政策上の保有
共同印刷株式会社	55	12	取引関係の維持・拡大
株式会社プロルート丸光	100	9	営業政策上の保有
株式会社宮崎太陽銀行	40	8	取引関係の維持・拡大
株式会社ニッセンホールディングス	3	1	営業政策上の保有
伊藤忠エネクス株式会社	2	1	営業政策上の保有
株式会社オートウェーブ	10	0	営業政策上の保有
株式会社東葛ホールディングス	2	0	営業政策上の保有

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
京成電鉄株式会社	638	639	取引関係の維持・拡大
株式会社みちのく銀行	1,000	228	取引関係の維持・拡大
株式会社広島銀行	464	213	取引関係の維持・拡大
株式会社池田泉州ホールディングス	342	181	取引関係の維持・拡大
第一生命保険株式会社	1	180	取引関係の維持・拡大
株式会社Olympic (注)	255	175	営業政策上の保有
株式会社筑邦銀行	684	138	取引関係の維持・拡大
As-me エステール株式会社	135	118	営業政策上の保有
株式会社F & A アクアホールディングス	65	83	営業政策上の保有
株式会社シーボン	36	71	営業政策上の保有
株式会社タカキュー	120	52	営業政策上の保有
株式会社ファミリー	105	36	営業政策上の保有
株式会社中京医薬品	87	29	営業政策上の保有
株式会社ヤマノホールディングス	416	27	営業政策上の保有
株式会社アサンテ	30	25	営業政策上の保有
株式会社ニチリョク	100	21	営業政策上の保有
株式会社イエローハット	11	17	営業政策上の保有
共同印刷株式会社	55	15	取引関係の維持・拡大
株式会社プロルート丸光	100	14	営業政策上の保有
株式会社宮崎太陽銀行	40	8	取引関係の維持・拡大
伊藤忠エネクス株式会社	2	1	営業政策上の保有
株式会社ニッセンホールディングス	3	1	営業政策上の保有
株式会社オートウェーブ	10	1	営業政策上の保有
株式会社東葛ホールディングス	2	0	営業政策上の保有

(注) 株式会社Olympicは、平成25年6月1日付で株式会社Olympicグループに社名変更しております。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

(7) 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に、新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別の利害関係はなく、また、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：江見睦生、根津昌史、大坂谷卓

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名

その他 19名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

(8) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

(9) 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(11) 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(12) 種類株式

当社は、種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式は500株、第一回I種優先株式及び第一回J種優先株式は1,000株といたしております。これは、平成19年6月4日に普通株式について2株を1株とする株式併合を行いました。普通株主の皆さまの権利に変動が生じないように、株式併合の効力発生と同時に単元株式数を変更したものであります。

また、第一回I種優先株式及び第一回J種優先株式は議決権を有しないことといたしております。これは、資本増強にあたり、既存株主さまへの影響を考慮したものであります。

(13) コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況につきましては、平成25年3月期の取締役会は15回開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督してまいりました。また、リスク管理体制の充実を図るための「統合リスク管理委員会」を3ヵ月に1回の頻度で開催し、同委員会の活動により、各リスクの定量化と、具体的対応策の推進を図ってまいりました。個人情報に関するリスクについては、「コンプライアンス統括部」を中心に、個人情報保護体制を構築し、平成24年10月3日付でプライバシーマークの認証を更新、以降も全社を挙げて一層の管理強化に取り組んでおります。加えて、同部を内部管理態勢整備の推進責任部署として、適正な業務運営を確保するための社内態勢の整備を図るとともに、更なる改善に取り組んでおります。また、内部統制報告制度につきましても、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

今後とも、企業として社会的信頼に応え、社会的責任を果たし、信頼されるオリコブランド（安心・便利・お得）の確立をめざしてまいります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	107	13	107	13
連結子会社	24	-	30	-
計	132	13	138	13

【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務について委託しております。

（当連結会計年度）

クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務及び次期基幹システム構築に関する第三者調査、報告業務について委託しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,923	150,638
受取手形及び売掛金	1,178	1,113
割賦売掛金	2, 3 760,930	2, 3 677,236
信用保証割賦売掛金	2,634,454	2,805,078
資産流動化受益債権	4 417,584	4 452,177
事業貸付金	640	205
保証事業債権	286	60
販売用不動産	1,239	2, 5 2,382
その他のたな卸資産	6 1,119	6 1,017
繰延税金資産	15,060	14,175
その他	2 366,489	2 349,593
貸倒引当金	211,028	170,489
流動資産合計	4,085,877	4,283,189
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	53,876	53,782
減価償却累計額	25,097	26,630
建物及び構築物(純額)	2 28,778	2 27,152
機械装置及び運搬具	65	62
減価償却累計額	27	37
機械装置及び運搬具(純額)	37	24
土地	2 77,435	2, 5 75,520
リース資産	6,983	5,262
減価償却累計額	3,484	2,516
リース資産(純額)	3,498	2,746
その他	3,003	3,052
減価償却累計額	1,668	1,752
その他(純額)	1,334	1,299
有形固定資産合計	111,085	106,743
無形固定資産		
のれん	559	279
リース資産	11,479	8,233
その他	51,578	55,066
無形固定資産合計	63,617	63,579
投資その他の資産		
投資有価証券	1 8,341	1 8,341
従業員に対する長期貸付金	211	113
繰延税金資産	8,266	8,747
その他	9,315	9,652
投資その他の資産合計	26,135	26,854
固定資産合計	200,838	197,177
資産合計	4,286,715	4,480,366

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	298,684	335,057
信用保証買掛金	2,634,454	2,805,078
保証事業債務	286	60
短期借入金	² 133,003	² 71,584
1年内返済予定の長期借入金	² 302,399	² 321,296
リース債務	4,995	4,874
未払法人税等	526	483
賞与引当金	3,578	3,333
事業整理損失引当金	23	23
資産除去債務	-	60
割賦利益繰延	15,942	17,256
その他	263,629	250,423
流動負債合計	3,657,523	3,809,534
固定負債		
社債	211	154
長期借入金	² 374,175	² 413,181
リース債務	10,099	6,452
退職給付引当金	13,818	13,444
役員退職慰労引当金	⁷ 40	-
ポイント引当金	4,488	4,182
利息返還損失引当金	25,840	28,513
資産除去債務	259	237
その他	² 7,382	² 6,866
固定負債合計	436,315	473,031
負債合計	4,093,838	4,282,565
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,002	150,006
資本剰余金	836	841
利益剰余金	47,688	50,703
自己株式	29	23
株主資本合計	198,497	201,527
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	108	278
繰延ヘッジ損益	784	521
為替換算調整勘定	5,372	3,605
その他の包括利益累計額合計	6,048	3,849
新株予約権	38	52
少数株主持分	388	70
純資産合計	192,876	197,801
負債純資産合計	4,286,715	4,480,366

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	1 196,439	1 195,859
その他の事業収益	11,166	9,168
事業収益合計	207,605	205,028
金融収益		
受取利息及び受取配当金	204	192
その他の金融収益	500	409
金融収益合計	704	602
その他の営業収益	5,416	5,006
営業収益合計	213,726	210,636
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 193,116	2 189,685
金融費用		
支払利息	15,682	15,313
その他の金融費用	962	886
金融費用合計	16,645	16,199
その他の営業費用	616	693
営業費用合計	210,379	206,578
営業利益	3,347	4,058
経常利益	3,347	4,058
特別利益		
投資有価証券売却益	-	9
負ののれん発生益	1,111	-
退職給付信託設定益	-	332
特別利益合計	1,111	342
特別損失		
有形固定資産売却損	-	137
有形固定資産除却損	82	71
投資有価証券売却損	-	108
減損損失	3 694	3 174
関係会社清算損	208	-
投資有価証券消却損	256	-
投資有価証券評価損	73	164
特別損失合計	1,314	657
税金等調整前当期純利益	3,144	3,742
法人税、住民税及び事業税	813	401
法人税等調整額	451	318
法人税等合計	1,264	720
少数株主損益調整前当期純利益	1,879	3,022
少数株主利益又は少数株主損失()	121	1
当期純利益	2,001	3,021

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,879	3,022
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	247	169
繰延ヘッジ損益	85	262
為替換算調整勘定	1,300	1,770
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,633	2,202
包括利益	3,513	5,225
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,634	5,219
少数株主に係る包括利益	121	5

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	150,000	150,002
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	4
当期変動額合計	2	4
当期末残高	150,002	150,006
資本剰余金		
当期首残高	834	836
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	4
自己株式の処分	8	5
利益剰余金から資本剰余金への振替	8	5
当期変動額合計	2	4
当期末残高	836	841
利益剰余金		
当期首残高	45,695	47,688
当期変動額		
当期純利益	2,001	3,021
利益剰余金から資本剰余金への振替	8	5
当期変動額合計	1,992	3,015
当期末残高	47,688	50,703
自己株式		
当期首残高	40	29
当期変動額		
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	11	7
当期変動額合計	10	6
当期末残高	29	23
株主資本合計		
当期首残高	196,490	198,497
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	4	8
当期純利益	2,001	3,021
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
当期変動額合計	2,007	3,030
当期末残高	198,497	201,527
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	137	108
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	246	169
当期変動額合計	246	169
当期末残高	108	278

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	869	784
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	262
当期変動額合計	85	262
当期末残高	784	521
為替換算調整勘定		
当期首残高	6,673	5,372
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,300	1,766
当期変動額合計	1,300	1,766
当期末残高	5,372	3,605
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	7,680	6,048
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,632	2,198
当期変動額合計	1,632	2,198
当期末残高	6,048	3,849
新株予約権		
当期首残高	19	38
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	13
当期変動額合計	18	13
当期末残高	38	52
少数株主持分		
当期首残高	2,449	388
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,060	317
当期変動額合計	2,060	317
当期末残高	388	70
純資産合計		
当期首残高	191,278	192,876
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	4	8
当期純利益	2,001	3,021
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	408	1,894
当期変動額合計	1,598	4,924
当期末残高	192,876	197,801

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,144	3,742
減価償却費	15,387	14,093
減損損失	694	174
貸倒引当金の増減額（ は減少）	39,278	40,538
賞与引当金の増減額（ は減少）	104	245
退職給付引当金の増減額（ は減少）	1,173	415
利息返還損失引当金の増減額（ は減少）	15,247	2,673
受取利息及び受取配当金	204	192
支払利息	15,682	15,313
負ののれん発生益	1,111	-
売上債権の増減額（ は増加）	72,811	120,495
たな卸資産の増減額（ は増加）	435	485
仕入債務の増減額（ は減少）	32,985	206,771
割賦利益繰延の増減額（ は減少）	3,145	1,314
その他の資産の増減額（ は増加）	11,089	28,742
その他の負債の増減額（ は減少）	6,639	4,327
その他	121	104
小計	65,824	58,372
利息及び配当金の受取額	296	289
利息の支払額	15,774	15,505
法人税等の支払額	1,023	529
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,322	42,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,703	488
定期預金の払戻による収入	1,605	958
有形及び無形固定資産の取得による支出	16,752	10,732
投資有価証券の取得による支出	26	1
投資有価証券の売却による収入	1,490	229
子会社株式の取得による支出	882	-
子会社の自己株式の取得による支出	-	190
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	600	-
その他	838	459
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,509	10,684
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	49,548	61,418
コマーシャル・ペーパーの純増減額（ は減少）	34,700	17,700
長期借入れによる収入	289,964	399,943
長期借入金の返済による支出	380,871	342,039
ファイナンス・リース債務の返済による支出	4,872	5,072
セール・アンド・リースバックによる収入	14,434	1,043
その他	56	57
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,844	25,301
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,184	1,494
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	34,473	8,134
現金及び現金同等物の期首残高	108,031	142,504
現金及び現金同等物の期末残高	142,504	150,638

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
異動状況

(除外) 合併9社、清算1社

(注) 株式会社オリコ北海道、株式会社オリコ東北、株式会社オリコ東京、株式会社オリコ関東、株式会社オリコ西関東、株式会社オリコ中部、株式会社オリコ関西、株式会社オリコ中四国、株式会社オリコ九州の9社は平成25年2月1日付で株式会社オリコサポートに吸収合併されております。

なお、株式会社オリコサポートは平成25年3月1日をもって解散し、清算予定であります。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 3社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

異動状況

該当事項はありません。

(3) 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

なお、持分法適用関連会社1社については、前連結会計年度において決算日の変更を行ったことにより、前連結会計年度の会計期間は15ヵ月決算となっております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は1社(12月末日)であり、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

また、連結子会社4社については、前連結会計年度において決算日の変更を行ったことにより、前連結会計年度の会計期間は15ヵ月決算となっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)によっております。

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「(5) 重要なヘッジ会計の方法」参照)

販売用不動産

個別法による原価法[切放し法](連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

（建物）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（建物以外の有形固定資産）

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

（ソフトウェア）

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。（自社利用可能期間5年又は10年）

リース資産

（所有権移転ファイナンス・リース）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

（所有権移転外ファイナンス・リース）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

事業整理損失引当金

関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、当連結会計年度末における当該見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当社の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上していましたが、当連結会計年度において役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。

これに伴い、役員退職慰労引当金（執行役員分を含む）を取り崩しております。

なお、当連結会計年度末現在、在任の役員に対する退職慰労金支給額を「その他（固定負債）」に計上しております。

ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

利息返還債務引当金

平成18年12月20日の貸金業規制法等の改正に伴い平成19年3月6日開催の当社の取締役会で決定した方針により策定した施策の実施に基づいて生ずる利息返還債務に係る損失負担に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

なお、利息返還債務引当金は、連結貸借対照表上、利息返還損失引当金に含まれております。

(4) 重要な収益の計上基準

信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

・会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

部門	計上方法
包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数×積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法
 残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

・加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定であります。

但し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に係るものが次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券	1,984百万円	2,304百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
販売用不動産	- 百万円	1,220百万円
その他(流動資産)	3,488	2,347
建物及び構築物	519	109
土地	3,891	1,636
合計	7,899	5,313

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
短期借入金	1,450百万円	1,116百万円
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	2,594	1,155
その他(固定負債)	96	76
合計	4,140	2,349

なお、上記の他に、極度型借入(当連結会計年度末現在の借入残高なし)に対して担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
割賦売掛金	111,281百万円	111,280百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
未実行残高	2,728,343百万円	2,258,837百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 所有目的の変更に伴い振替えた資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
土地から販売用不動産へ振替	-	1,527百万円

6. その他のたな卸資産の主要な科目及び金額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
商品及び製品	1,099百万円	999百万円

7. 執行役員に対する退職慰労金に備えるものが次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
役員退職慰労引当金	9百万円	-

8. 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
当社従業員の金融機関からの住宅借入金に対する保証	3,240百万円	2,315百万円

9. 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
受取手形割引高	65百万円	26百万円

(連結損益計算書関係)

1. 信販業収益の内訳

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	31,626百万円	35,239百万円
個別信用購入あっせん収益	37,039	36,987
信用保証収益	80,085	82,237
融資収益	45,025	38,750
その他	2,662	2,644
合計	196,439	195,859

(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	8,239百万円	11,928百万円
個別信用購入あっせん収益	21,266	21,208
融資収益	25,069	22,575
計	54,575	55,713

2. 販売費及び一般管理費の内訳

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
貸倒引当金繰入額	59,935百万円	45,458百万円
利息返還損失引当金繰入額	11,027	25,049
従業員給料及び手当	33,830	32,406
退職給付費用	3,700	3,652
賞与引当金繰入額	3,422	3,188
ポイント引当金繰入額	4,482	4,116
計算事務費	22,657	23,176
その他	54,059	52,636
合計	193,116	189,685

3. 減損損失

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当連結会計年度において、連結子会社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(場所)	(用途)	(種類)
東京都他	その他の事業用資産	建物及び構築物、土地他

当社及び連結子会社は、信販業に供する資産を信販業グループとし、その他のグループについては、原則として、個別にキャッシュ・フローの認識できる最小単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度に、連結子会社の一部の資産について、資産の処分に関する意思決定をいたしました。

当該資産等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（694百万円）として特別損失に計上しております。

その主な内訳は、建物及び構築物341百万円、土地325百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び構築物、土地については、不動産鑑定評価額等に基づいて評価しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度において、連結子会社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(用途)	(種類)	(金額)
その他	のれん	174百万円

当社及び連結子会社は、信販業に供する資産を信販業グループとし、その他のグループについては、原則として、個別にキャッシュ・フローの認識できる最小単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度に、連結子会社の一部の事業において事業の再評価を行った結果、のれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.5%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	257百万円	541百万円
組替調整額	51	281
税効果調整前	308	259
税効果額	61	89
その他有価証券評価差額金	247	169
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	302	160
組替調整額	387	422
税効果調整前	85	262
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	85	262
為替換算調整勘定		
当期発生額	10	1,770
組替調整額	1,289	-
税効果調整前	1,300	1,770
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,300	1,770
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0	0
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	1,633	2,202

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(千株)	当連結会計年度増 加株式数(千株)	当連結会計年度減 少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	679,839	2,082	-	681,922
第一回 種優先株式	140,000	-	-	140,000
第一回 J 種優先株式 (注) 2	145,281	-	281	145,000
合計	965,121	2,082	281	966,922
自己株式				
普通株式 (注) 3	109	3	39	74
第一回 J 種優先株式 (注) 4	-	281	281	-
合計	109	285	320	74

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加(2,082千株)は、第一回 J 種優先株式の取得請求権が行使されたためその対価として普通株式(2,012千株)が交付されたこと及び新株予約権(ストック・オプション)が行使され普通株式(70千株)が交付されたことによるものであります。

2. 第一回 J 種優先株式の発行済株式総数の減少(281千株)は、消却によるものであります。

3. 普通株式の自己株式の増加(3千株)は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少(39千株)は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるものであります。

4. 第一回 J 種優先株式の自己株式の増加(281千株)は、取得請求権の行使によるものであり、減少(281千株)は、消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	38

当連結会計年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（千株）	当連結会計年度増 加株式数（千株）	当連結会計年度減 少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）1	681,922	29,127	-	711,049
第一回種優先株式	140,000	-	-	140,000
第一回J種優先株式（注）3	145,000	-	-	145,000
合計	966,922	29,127	-	996,049
自己株式				
普通株式（注）2	74	5	26	52
第一回J種優先株式（注）3	-	4,060	-	4,060
合計	74	4,065	26	4,112

- （注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加（29,127千株）は、第一回J種優先株式の取得請求権が行使されたためその対価として普通株式（29,000千株）が交付されたこと及び新株予約権（ストック・オプション）が行使され普通株式（127千株）が交付されたことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の増加（5千株）は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少（26千株）は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使によるものであります。
3. 第一回J種優先株式の自己株式の増加（4,060千株）は、取得請求権が行使され、同株式は会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有いたしました。平成25年5月7日に、同法第178条第1項の規定に基づき消却いたしました。なお、その消却に係る費用負担はありません。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	52

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	当連結会計年度 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
現金及び預金	97,923百万円	150,638百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	410	-
流動資産のその他に含まれる短期貸付金	44,991	-
現金及び現金同等物	142,504	150,638

（リース取引関係）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他に債権管理回収業や信販周辺の業務受託事業などを行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。また、調達コストの低減、平準化を目的に金利オプション取引であるキャップ取引及び金利スワップ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利オプション取引であるキャップ取引及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としたデリバティブ取引として、金利キャップ取引及び金利スワップ取引があり、当社では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しており、投機目的のデリバティブ取引はありません。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「信用管理グループ」を設置しております。「信用管理グループ」に属する「与信部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、定期的に関催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件毎に与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却および貸倒引当金規程、同細則および同運用指針」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則毎月開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

() 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、満期保有目的及び事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングすることでリスク管理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当社では、すべての金融商品について、期末後5年程度の合理的な予想変動幅を用いた当面5年間の損益に与える影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し算出しております。

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「債権流動化」、「社債」、「金利スワップ取引」であります。

金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.1%)上昇したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が434百万円減少(前連結会計年度末現在では、同355百万円減少)し、10ベース・ポイント(0.1%)下落したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が434百万円増加(前連結会計年度末現在では、同355百万円増加)するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則毎月開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「統合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	97,923	97,923	-
(2) 営業債権 (*2)	977,037	1,005,344	28,307
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	416	517	100
その他有価証券	2,504	2,504	-
(4) 支払手形及び買掛金	(298,684)	(298,684)	-
(5) 短期借入金	(133,003)	(133,003)	-
(6) その他（流動負債）			
コマーシャル・ペーパー	(146,600)	(146,600)	-
(7) 社債	(211)	(212)	(1)
(8) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	(676,574)	(677,555)	(980)
(9) デリバティブ取引 (*3) ヘッジ会計が適用されているもの	(784)	(784)	-

(*1)負債に計上されている項目については（ ）で表示しております。

(*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、信用保証割賦売掛金は、信用保証買掛金と対照勘定であるため上記より除いております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	150,638	150,638	-
(2) 営業債権 (*2)	971,939	1,001,249	29,309
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	475	569	94
その他有価証券	2,387	2,387	-
(4) 支払手形及び買掛金	(335,057)	(335,057)	-
(5) 短期借入金	(71,584)	(71,584)	-
(6) その他（流動負債）			
コマーシャル・ペーパー	(128,900)	(128,900)	-
(7) 社債	(154)	(155)	(1)
(8) 長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金含む）	(734,478)	(736,143)	(1,665)
(9) デリバティブ取引 (*3) ヘッジ会計が適用されているもの	(521)	(521)	-

(*1)負債に計上されている項目については()で表示しております。

(*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、信用保証割賦売掛金は、信用保証買掛金と対照勘定であるため上記より除いております。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

満期のある預金については、1年以内の短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(2) 営業債権

割賦売掛金は、資産流動化受益債権を含めて元利金の将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、連結財務諸表「注記事項（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済される場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

なお、集金保証業務に係るものを除いております。

(5) 短期借入金及び(6) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態の変動もないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額によっております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び当社グループの信用状態を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「(9) デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) デリバティブ取引

連結財務諸表「注記事項（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成24年3月31日）	当連結会計年度 （平成25年3月31日）
非上場株式	5,420	5,478

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	97,748	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	525,980	134,279	67,134	36,823	26,997	185,821
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	416	-
合計	623,729	134,279	67,134	36,823	27,414	185,821

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	150,455	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	521,023	115,833	62,851	39,856	36,529	195,844
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	475	-	-
合計	671,479	115,833	62,851	40,331	36,529	195,844

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	133,003	-	-	-	-	-
社債	56	56	49	32	15	-
長期借入金	302,399	192,275	104,603	35,262	39,970	2,063
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー	146,600	-	-	-	-	-
合計	582,058	192,332	104,652	35,295	39,985	2,063

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	71,584	-	-	-	-	-
社債	56	49	32	15	-	-
長期借入金	321,296	197,592	133,104	62,755	17,706	2,022
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー	128,900	-	-	-	-	-
合計	521,838	197,641	133,137	62,770	17,706	2,022

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	416	517	100
	小計	416	517	100
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		416	517	100

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	475	569	94
	小計	475	569	94
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		475	569	94

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,100	661	439
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	1,100	661	439
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,379	1,654	274
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	23	24	0
	小計	1,403	1,678	274
合計		2,504	2,339	164

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,436百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,817	1,294	523
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	38	24	14
	小計	1,856	1,318	538
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	530	644	113
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	530	644	113
合計		2,387	1,962	424

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額3,174百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	319	8	16
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	319	8	16

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	229	9	108
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	229	9	108

4. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券について164百万円(前連結会計年度は73百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金 長期借入金	66,254	62,254	784
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	155,445	138,395	(注) 2
合計			221,699	200,649	784

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、連結財務諸表「注記事項(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(8)長期借入金」の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金 長期借入金	49,272	44,872	521
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	161,707	154,112	(注) 2
合計			210,979	198,984	521

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、連結財務諸表「注記事項(金融商品関係) 2. 金融商品の時価等に関する事項(8)長期借入金」の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、当社は退職一時金制度において、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務	46,047	49,226
(2) 年金資産	21,815	25,203
(3) 退職給付信託	7,260	9,401
(4) 未積立退職給付債務((1)+(2)+(3))	16,971	14,620
(5) 未認識過去勤務債務	17	11
(6) 未認識数理計算上の差異	1,557	112
(7) 会計基準変更時差異の未処理額	1,612	1,075
(8) 退職給付引当金((4)+(5)+(6)+(7))	13,818	13,444

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用	1,868	1,894
(2) 利息費用	883	912
(3) 期待運用収益	499	544
(4) 過去勤務債務の費用処理額	6	6
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	917	858
(6) 会計基準変更時差異の費用処理額	537	537
(7) 退職給付費用((1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6))	3,700	3,652

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.0%	1.5%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.5%	2.5%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

13年(当社)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

13年(当社)、5年(連結子会社1社)

(6) 会計基準変更時差異の処理年数

15年(当社)

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売費及び一般管理費	25	23

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	株式会社オリエントコーポレーション 第一回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第二回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第三回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 11名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 476,500株	普通株式 335,000株	普通株式 223,500株
付与日	平成22年 8月26日	平成23年 8月25日	平成24年 8月23日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。
対象勤務期間	自 平成22年 6月25日 至 平成23年 6月29日	自 平成23年 6月29日 至 平成24年 6月27日	自 平成24年 6月27日 至 平成25年 6月27日
権利行使期間	自 平成22年 8月27日 至 平成42年 8月26日	自 平成23年 8月26日 至 平成43年 8月25日	自 平成24年 8月24日 至 平成44年 8月23日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	株式会社オリエントコーポレーション 第一回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第二回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第三回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	312,500	310,500	-
付与	-	-	223,500
失効	-	-	1,000
権利確定	57,500	50,000	9,000
未確定残	255,000	260,500	213,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	32,500	21,000	-
権利確定	57,500	50,000	9,000
権利行使	90,000	64,000	-
失効	-	-	-
未行使残	-	7,000	9,000

単価情報

	株式会社オリエントコーポレーション 第一回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第二回新株予約権	株式会社オリエントコーポレーション 第三回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	103円86銭	103円50銭	-
付与日における公正な評価単価	1株につき57円00銭	1株につき75円00銭	1株につき105円00銭

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社オリエントコーポレーション第三回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル

主な基礎数値及び見積方法

	株式会社オリエントコーポレーション 第三回新株予約権
株価変動性 (注) 1	40.499%
予想残存期間 (注) 2	1.86年
予想配当 (注) 3	1株につき0円
無リスク利率 (注) 4	0.093%

(注) 1. 割当日（平成24年8月23日）から予想残存期間（1.86年）に相当する過去97週分の当社株価から算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2. 当社従業員の平均的な就任期間に、本新株予約権の権利行使開始後10日までの期間を加算し、算定しております。

3. 配当額は無配としております。

4. 予想残存期間に対応する日本国債利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	53,854百万円	42,812百万円
利息返還損失引当金等繰入額	9,543	10,453
減損損失	10,366	10,317
退職給付引当金繰入額	4,954	4,824
繰越欠損金	111,738	100,321
その他	9,663	11,449

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産小計	200,120	180,179
評価性引当額	176,595	157,024
繰延税金資産合計	23,524	23,154
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	198	231
繰延税金資産の純額	23,326	22,922

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動資産)	15,060百万円	14,175百万円
繰延税金資産(固定資産)	8,266	8,747

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.8%
(調整)		
評価性引当額	59.4	28.6
住民税均等割額	6.1	4.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9	5.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	52.3	-
その他	5.1	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.2	19.2

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～50年と見積り、割引率は0.3%～3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	269百万円	259百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5	22
時の経過による調整額	8	8
資産除去債務の履行による減少額	47	47
その他増減額	23	54
期末残高	259	297

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は基幹事業である「個品割賦事業」「カード・融資事業」「銀行保証事業」の3事業を報告セグメントとしております。

「個品割賦事業」はオートローンやショッピングクレジットを対象とする販売信用業務を行っております。「カード・融資事業」はクレジットカード、一般個人ローンを対象とする販売信用業務及び融資業務を行っております。「銀行保証事業」は提携金融機関の個人向け融資を対象とする保証業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	個品割賦	カード・融資	銀行保証	計		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益 (注) 2	83,167	75,935	31,908	191,010	16,594	207,605
セグメント間の内部売上 高又は振替高	0	0	-	0	9,097	9,098
計	83,167	75,935	31,908	191,011	25,692	216,703
セグメント利益	64,516	37,838	18,770	121,125	1,420	122,545
セグメント資産 (注) 3	2,058,344	608,877	919,346	3,586,568	343,458	3,930,027

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	個品割賦	カード・融資	銀行保証	計		
営業収益						
外部顧客に対する 営業収益 (注) 2	86,339	73,612	31,072	191,024	14,003	205,028
セグメント間の内部売上 高又は振替高	0	0	-	0	9,390	9,391
計	86,339	73,613	31,072	191,025	23,393	214,419
セグメント利益	69,321	43,169	20,574	133,065	2,843	135,908
セグメント資産 (注) 3	2,216,497	567,296	1,002,465	3,786,259	305,295	4,091,555

- (注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、現在新規取扱のない住宅ローン及びサービス等の事業を含んでおります。
2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
個品割賦事業		
個別信用購入あっせん収益	37,039	36,987
信用保証収益	46,127	49,352
カード・融資事業		
包括信用購入あっせん収益	31,626	35,239
融資収益	44,308	38,373
銀行保証事業		
信用保証収益	31,908	31,072

3. セグメント資産には割賦売掛金を流動化した残高を含めております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	191,011	191,025
「その他」の区分の営業収益	25,692	23,393
全社収益	6,121	5,608
セグメント間取引消去	9,098	9,391
連結財務諸表の営業収益	213,726	210,636

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	121,125	133,065
「その他」の区分の利益	1,420	2,843
全社費用等(注)	111,102	123,301
その他	8,096	8,548
連結財務諸表の営業利益	3,347	4,058

- (注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,586,568	3,786,259
「その他」の区分の資産	343,458	305,295
全社資産	1,041,442	1,110,365
流動化した割賦売掛金	681,210	718,498
その他	3,544	3,055
連結財務諸表の資産合計	4,286,715	4,480,366

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

「その他」の区分において、連結子会社の一部の資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

減損損失 694百万円

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

「その他」の区分において、連結子会社の一部の資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

減損損失 174百万円

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

企業結合によって生じたものであり、報告セグメントに区分できないため配分していないのれんの償却額及び未償却残高は以下のとおりであります。

当期償却額 131百万円

当期末残高 559百万円

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

企業結合によって生じたものであり、報告セグメントに区分できないため配分していないのれんの償却額及び未償却残高は以下のとおりであります。

当期償却額 109百万円

当期末残高 279百万円

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

「その他」の区分において、当社の連結子会社である株式会社オートリを100%子会社とすることを目的に公開買付を実施したことにより、負ののれん発生益を計上しております。なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当連結会計年度においては1,111百万円であります。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株 主等	株式会社 みずほコー ポレート銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接11.93	資金の借入	資金の借入 (純額)	-	短期借入金	25,300	
									長期借入金	84,700	
							利息の支払	1,552	前払費用	2	
									未払費用	64	
主要株 主等	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	700,000	銀行業	(被所有) 直接13.01	融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	370,198	信用保証買掛金	665,950
								保証料の受 取	38,041	-	-
							銀行保 証	債務保証	177,541	信用保証買掛金	375,564
										保証事業債務	286
								保証料の受 取	13,083	流動資産のその 他	1,129

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行は、主要株主及びその他の関係会社の子会社に該当します。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
主要株 主等	株式会社 みずほコー ポレート銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接11.44	資金の借入	資金の借入 (純額)	-	短期借入金	25,300	
									1年内返済予定 の長期借入金	13,200	
									長期借入金	71,500	
							利息の支払	1,441	前払費用	0	
未払費用	80										
主要株 主等	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	700,000	銀行業	(被所有) 直接12.47	融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	437,621	信用保証買掛金	775,312
								保証料の受 取	44,324	-	-
							銀行保 証	債務保証	195,022	信用保証買掛金	400,849
										保証事業債務	60
								保証料の受 取	12,177	流動資産のその 他	1,059

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行は、主要株主及びその他の関係会社の子会社に該当します。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							提携 ローン 保証	債務保証 保証料の受 取			
その他の 関係 会社の 子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.15	融資業務提 携			96,221	信用保証買掛金	308,724
									12,124	-	-
							金銭信託(純額)		2,384	信用保証信託受 益権	45,907

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

当連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
							提携 ローン 保証	債務保証 保証料の受 取			
その他の 関係 会社の 子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.14	融資業務提 携			83,159	信用保証買掛金	271,829
									10,975	-	-
							金銭信託(純額)		470	信用保証信託受 益権	45,436

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	135.73円	117.11円
1株当たり当期純利益金額	2.94円	4.42円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1.16円	1.76円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,001	3,021
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,001	3,021
期中平均株式数(千株)	681,830	683,565
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,036,263	1,034,813
(うち第一回J種優先株式(千株))	(1,035,714)	(1,034,125)
(うち新株予約権(千株))	(549)	(688)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社甲南 チケット	第1回、第3回 及び第4回 普通社債	平成16年9月30日 ~ 平成22年7月12日	211	154 (56)	0.45~ 1.16	無担保	平成25年7月12日 ~ 平成28年8月31日

(注) 1. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
56	49	32	15	-

2. 当期末残高の()内の金額は1年内に償還が予定されている社債であります。なお、連結貸借対照表上、社債(固定負債)に含めて計上しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	133,003	71,584	1.28	-
1年以内に返済予定の長期借入金	302,399	321,296	1.76	-
1年以内に返済予定のリース債務	4,995	4,874	1.63	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	374,175	413,181	1.76	平成26年 ~平成32年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,099	6,452	1.62	平成26年 ~平成30年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	146,600	128,900	0.39	-
合計	971,271	946,289	-	-

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものは平均利率の計算に含めておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	197,592	133,104	62,755	17,706
リース債務	4,334	1,591	401	125

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	51,698	104,592	157,596	210,636
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額 (百万円)	5,020	11,717	19,423	3,742
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	4,615	11,172	18,565	3,021
1株当たり四半期(当期)純 利益金額 (円)	6.77	16.38	27.22	4.42

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失 金額() (円)	6.77	9.61	10.84	22.58

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	77,669	130,443
割賦売掛金	1, 2, 3 760,577	1, 2, 3 677,076
信用保証割賦売掛金	2,590,956	2,758,366
資産流動化受益債権	4 417,584	4 452,177
信用保証信託受益権	45,959	45,436
事業貸付金	4	2
短期貸付金	44,991	-
関係会社短期貸付金	3 41,653	3 14,948
保証事業債権	286	60
集金保証前渡金	195,315	220,335
前払費用	2,861	2,631
繰延税金資産	13,796	13,165
未収収益	3,997	3,431
立替金	5 13,834	5 20,136
その他	43,441	42,631
貸倒引当金	228,844	166,733
流動資産合計	4,024,083	4,214,108
固定資産		
有形固定資産		
建物		
建物	45,123	45,343
減価償却累計額	21,863	23,230
建物(純額)	23,259	22,113
構築物		
構築物	1,154	1,154
減価償却累計額	922	950
構築物(純額)	231	204
工具、器具及び備品		
工具、器具及び備品	2,217	2,217
減価償却累計額	1,097	1,147
工具、器具及び備品(純額)	1,120	1,070
土地		
土地	68,171	68,171
リース資産		
リース資産	6,780	5,173
減価償却累計額	3,313	2,442
リース資産(純額)	3,467	2,731
その他		
その他	48	39
減価償却累計額	22	24
その他(純額)	26	15
有形固定資産合計	96,276	94,305
無形固定資産		
のれん	21	-
電話加入権	743	744
施設利用権	25	24
ソフトウェア	50,728	54,492
リース資産	11,459	8,221
無形固定資産合計	62,977	63,482

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	5,850	5,471
関係会社株式	26,455	27,633
出資金	16	6
従業員に対する長期貸付金	210	112
関係会社長期貸付金	475	475
長期前払費用	586	822
繰延税金資産	8,210	8,666
敷金	4,834	5,174
差入保証金	11	11
その他	2,539	2,244
投資その他の資産合計	49,190	50,618
固定資産合計	208,444	208,406
資産合計	4,232,527	4,422,515
負債の部		
流動負債		
支払手形	5,370	5,418
買掛金	291,749	328,791
信用保証買掛金	2,590,956	2,758,366
保証事業債務	286	60
短期借入金	131,287	70,418
1年内返済予定の長期借入金	301,251	320,751
コマーシャル・ペーパー	147,400	129,700
リース債務	4,966	4,857
未払金	6,934	9,902
未払費用	1,542	1,545
未払法人税等	232	331
預り金	108,836	109,038
前受収益	27	24
賞与引当金	2,787	2,715
資産除去債務	-	37
割賦利益繰延	6 15,935	6 17,255
その他	133	148
流動負債合計	3,609,695	3,759,363
固定負債		
長期借入金	372,212	411,901
リース債務	10,075	6,441
退職給付引当金	13,465	13,072
ポイント引当金	4,488	4,182
利息返還損失引当金	25,840	28,513
資産除去債務	171	164
長期預り保証金	5,399	5,247
その他	1,221	887
固定負債合計	432,873	470,409
負債合計	4,042,569	4,229,772

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,002	150,006
資本剰余金		
資本準備金	836	841
資本剰余金合計	836	841
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	39,775	42,102
利益剰余金合計	39,775	42,102
自己株式	15	9
株主資本合計	190,599	192,939
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	104	272
繰延ヘッジ損益	784	521
評価・換算差額等合計	679	249
新株予約権	38	52
純資産合計	189,958	192,742
負債純資産合計	4,232,527	4,422,515

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
事業収益		
包括信用購入あっせん収益	31,626	35,239
個別信用購入あっせん収益	37,039	36,987
信用保証収益	79,183	81,367
融資収益	45,009	38,742
その他	3,160	3,064
事業収益合計	196,019	195,401
金融収益		
受取利息	47	40
その他の金融収益	328	123
金融収益合計	375	164
その他の営業収益	3,713	3,366
営業収益合計	200,109	198,932
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	56,702	43,852
利息返還損失引当金繰入額	11,027	25,049
従業員給料及び手当	25,918	25,399
退職給付費用	3,614	3,566
賞与引当金繰入額	2,787	2,715
ポイント引当金繰入額	4,482	4,116
計算事務費	23,655	24,340
通信費	5,103	4,980
賃借料	5,302	5,372
減価償却費	3,319	2,505
その他	38,436	37,830
販売費及び一般管理費合計	180,350	179,730
金融費用		
支払利息	15,614	15,224
その他の金融費用	965	834
金融費用合計	16,579	16,058
その他の営業費用	348	263
営業費用合計	197,278	196,052
営業利益	2,830	2,880
経常利益	2,830	2,880

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	-	9
退職給付信託設定益	-	332
特別利益合計	-	342
特別損失		
有形固定資産除却損	46	11
投資有価証券売却損	-	108
関係会社清算損	-	384
投資有価証券消却損	194	-
投資有価証券評価損	63	162
特別損失合計	304	667
税引前当期純利益	2,526	2,554
法人税、住民税及び事業税	138	137
法人税等調整額	88	86
法人税等合計	226	223
当期純利益	2,299	2,331

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	150,000	150,002
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	4
当期変動額合計	2	4
当期末残高	150,002	150,006
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	834	836
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	4
当期変動額合計	2	4
当期末残高	836	841
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	8	5
利益剰余金から資本剰余金への振替	8	5
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	834	836
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	2	4
自己株式の処分	8	5
利益剰余金から資本剰余金への振替	8	5
当期変動額合計	2	4
当期末残高	836	841
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	37,484	39,775
当期変動額		
当期純利益	2,299	2,331
利益剰余金から資本剰余金への振替	8	5
当期変動額合計	2,291	2,326
当期末残高	39,775	42,102
利益剰余金合計		
当期首残高	37,484	39,775
当期変動額		
当期純利益	2,299	2,331
利益剰余金から資本剰余金への振替	8	5
当期変動額合計	2,291	2,326
当期末残高	39,775	42,102

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	26	15
当期変動額		
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	11	7
当期変動額合計	10	6
当期末残高	15	9
株主資本合計		
当期首残高	188,293	190,599
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	4	8
当期純利益	2,299	2,331
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
当期変動額合計	2,305	2,340
当期末残高	190,599	192,939
評価・換算差額等		
 その他有価証券評価差額金		
当期首残高	132	104
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	237	167
当期変動額合計	237	167
当期末残高	104	272
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	869	784
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	262
当期変動額合計	85	262
当期末残高	784	521
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,002	679
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	323	429
当期変動額合計	323	429
当期末残高	679	249
新株予約権		
当期首残高	19	38
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	13
当期変動額合計	18	13
当期末残高	38	52

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	187,310	189,958
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	4	8
当期純利益	2,299	2,331
自己株式の取得	0	1
自己株式の処分	2	1
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	341	443
当期変動額合計	2,647	2,784
当期末残高	189,958	192,742

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券
時価のあるもの
期末決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
すべてヘッジ会計を適用しております。
(「6.ヘッジ会計の方法」参照)
3. 固定資産の減価償却の方法
資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用しております。
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
(建物)
定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
(建物以外の有形固定資産)
定率法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当期より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。
これによる損益に与える影響額は軽微であります。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
(ソフトウェア)
自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年又は10年)
(施設利用権)
定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (3) 投資その他の資産
(長期前払費用)
定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (4) リース資産
(所有権移転ファイナンス・リース)
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
(所有権移転外ファイナンス・リース)
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理しており、過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

(4) ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

(6) 利息返還債務引当金

平成18年12月20日の貸金業規制法等の改正に伴い平成19年3月6日開催の取締役会で決定した方針により策定した施策の実施に基づいて生ずる利息返還債務に係る損失負担に備えるため、当期末における損失見込額を計上しております。

なお、利息返還債務引当金は、貸借対照表上、利息返還損失引当金に含まれております。

5. 収益の計上基準

(1) 会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

部門	計上方法
包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

(2) 加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

(3) ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(貸借対照表関係)

1. 部門別割賦売掛金

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
包括信用購入あっせん	88,656百万円	76,461百万円
個別信用購入あっせん	301,055	302,789
融資	370,865	297,825
合計	760,577	677,076

2. 担保に供している資産及び担保付債務

極度型借入(当期末現在の借入残高なし)に対して担保に供している資産は、次のとおりであります。

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
割賦売掛金	111,281百万円	111,280百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
未実行残高	2,728,343百万円	2,258,837百万円

また、子会社(1社)と貸出コミットメント契約を締結しており、当期末における未実行残高は、次のとおりであります。

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
未実行残高	1,000百万円	1,000百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 立替金は、信用保証部門のオートローン等に関するものであり、提携金融機関から融資が実行されるまで、当社が提携業者に一時立替払したものとあります。

6. 部門別割賦利益繰延

	第52期 (平成24年3月31日)				第53期 (平成25年3月31日)			
	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
包括信用購入 あっせん	992	3,980	4,442	530	530	3,123	3,414	239
個別信用購入 あっせん	14,127	8,392	10,866	11,654	11,654	11,966	10,441	13,178
信用保証	3,957	74,886	75,085	3,758	3,758	76,818	76,732	3,844
融資	8	19,941	19,940	7	7	16,167	16,167	6
合計	19,068	107,201	110,334	15,935	15,935	108,075	106,755	17,255

7. 保証債務

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
従業員の金融機関からの住宅借入金 に対する保証	3,240百万円	2,315百万円

(損益計算書関係)

1. 部門別取扱高

内訳については「第2 事業の状況 2. 連結営業実績 提出会社参考情報」に記載しているとおりであります。

2. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	第52期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	8,239百万円	11,928百万円
個別信用購入あっせん収益	21,266	21,208
融資収益	25,069	22,575
合計	54,575	55,713

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
自己株式				
普通株式 (注)1	92	3	39	57
第一回J種優先株式 (注)2	-	281	281	-
合計	92	285	320	57

(注)1. 普通株式の自己株式の増加(3千株)は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少(39千株)は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるものであります。

2. 第一回J種優先株式の自己株式の増加(281千株)は、取得請求権の行使によるものであり、減少(281千株)は、消却によるものであります。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
自己株式				
普通株式 (注)1	57	5	26	36
第一回J種優先株式 (注)2	-	4,060	-	4,060
合計	57	4,065	26	4,096

(注)1. 普通株式の自己株式の増加(5千株)は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少(26千株)は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使によるものであります。

2. 第一回J種優先株式の自己株式の増加(4,060千株)は、取得請求権が行使され、同株式は会社法第155条第4号の規定に基づき自己株式として当社が保有いたしました。平成25年5月7日に同法第178条第1項の規定に基づき消却いたしました。なお、その消却に係る費用負担はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価及び貸借対照表計上額と時価との差額については記載しておりません。

貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
子会社株式	26,115	27,293
関連会社株式	340	340

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	61,051百万円	41,740百万円
利息返還損失引当金等繰入額	9,543	10,453
減損損失	9,770	9,719
退職給付引当金繰入額	4,825	4,687
繰越欠損金	107,040	99,218
その他	6,419	8,140
繰延税金資産小計	198,650	173,960
評価性引当額	176,453	151,907
繰延税金資産合計	22,197	22,053
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	190	221
繰延税金資産の純額	22,006	21,831

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第52期 (平成24年3月31日)	第53期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.4%	37.8%
(調整)		
評価性引当額	101.4	40.4
住民税均等割額	5.5	5.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.1	7.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	60.1	-
その他	2.7	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.0	8.7

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～50年と見積り、割引率は3.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第52期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
期首残高	177百万円	171百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4	15
時の経過による調整額	5	6
資産除去債務の履行による減少額	32	16
その他増減額	15	25
期末残高	171	202

(1株当たり情報)

	第52期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	139.44円	124.12円
1株当たり当期純利益金額	3.37円	3.41円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	1.34円	1.36円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第52期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第53期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	2,299	2,331
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	2,299	2,331
期中平均株式数(千株)	681,847	683,582
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,036,263	1,034,813
(うち第一回J種優先株式(千株))	(1,035,714)	(1,034,125)
(うち新株予約権(千株))	(549)	(688)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	45,123	250	30	45,343	23,230	1,386	22,113
構築物	1,154	-	-	1,154	950	27	204
工具、器具及び備品	2,217	23	22	2,217	1,147	72	1,070
土地	68,171	-	-	68,171	-	-	68,171
リース資産	6,780	262	1,869	5,173	2,442	998	2,731
その他	48	-	9	39	24	10	15
有形固定資産計	123,496	535	1,931	122,100	27,794	2,495	94,305
無形固定資産							
のれん	115	-	115	-	-	21	-
電話加入権	743	1	-	744	-	-	744
施設利用権	53	12	18	47	23	10	24
ソフトウェア	78,583	10,577	9,568	79,592	25,099	5,765	54,492
リース資産	14,649	1,047	607	15,089	6,868	4,285	8,221
無形固定資産計	94,145	11,638	10,309	95,474	31,991	10,082	63,482
長期前払費用	1,168	914	710	1,372	549	248	822

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	228,844	43,852	105,964	-	166,733
賞与引当金	2,787	2,715	2,787	-	2,715
ポイント引当金	4,488	4,116	4,422	-	4,182
利息返還損失引当金(注)	25,840	25,049	22,375	-	28,513

(注) 利息返還損失引当金には利息返還債務引当金が含まれております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a. 現金及び預金

区分		金額(百万円)
現金		21
預金	当座預金	11,307
	普通預金	111,078
	定期預金	7,500
	振替貯金	535
計		130,421
合計		130,443

b. 割賦売掛金

部門	(A)当期首残高 (百万円)	(B)当期発生高 (百万円)	(C)当期回収高 (百万円)	(D)当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	C A + B	回転率 (回)	B
								$\frac{1}{2} \frac{B}{(A + D)}$
包括信用購入 あっせん	88,656	1,424,808	1,437,004	76,461	94.9			17.3
個別信用購入 あっせん	301,055	578,572	576,837	302,789	65.6			1.9
融資	370,865	214,922	287,962	297,825	49.2			0.6
計	760,577	2,218,303	2,301,804	677,076	77.3			3.1

c. 信用保証割賦売掛金

部門	(A)当期首残高 (百万円)	(B)当期発生高 (百万円)	(C)当期回収高 (百万円)	(D)当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	C A + B	回転率 (回)	B
								$\frac{1}{2} \frac{B}{(A + D)}$
信用保証	2,590,956	1,255,991	1,088,581	2,758,366	28.3			0.5

d. 資産流動化受益債権

部門	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	173,360
個別信用購入あっせん	153,938
融資	124,877
計	452,177

(注) 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であり、流動化の対象となった割賦売掛金の部門に基づき記載しております。

負債の部

a. 支払手形

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	備考
株式会社ホンダカーズ東葛	2,306	加盟店に対する支払手形
株式会社ホンダカーズ南札幌	1,307	"
株式会社ベリテ	474	"
岡山トヨペット株式会社	220	"
株式会社ダブルラック	210	"
その他	899	"
計	5,418	-

ロ 期日別内訳

平成25年4月 (百万円)	5月 (百万円)	6月 (百万円)	7月 (百万円)	8月 (百万円)	9月 (百万円)	10月以降(注) (百万円)	計 (百万円)
426	326	222	380	248	178	3,635	5,418

(注) 最終期日は、平成32年3月であります。

b. 買掛金

相手先	金額(百万円)	備考
メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社	72,087	加盟店に対する買掛金
ダイハツ信販株式会社	31,031	"
株式会社オートバックスフィナンシャルサービス	9,448	"
株式会社エディオン	9,054	"
東京センチュリーリース株式会社	4,740	"
その他	202,430	
計	328,791	-

c. 信用保証買掛金

業種別	金額(百万円)
銀行関係	2,199,416
生命保険会社	202,780
損害保険会社	42,227
その他	313,941
計	2,758,366

d. 1年内返済予定の長期借入金

借入先	金額(百万円)	用途
株式会社三井住友銀行	53,000	運転資金
三井住友信託銀行株式会社	46,957	"
日本生命保険相互会社	21,949	"
その他	198,844	"
計	320,751	-

e. 長期借入金

借入先	金額(百万円)	用途
株式会社みずほコーポレート銀行	71,500	運転資金
株式会社三井住友銀行	47,000	"
株式会社三菱東京UFJ銀行	42,800	"
その他	250,601	"
計	411,901	-

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	普通株式 500株 優先株式 1,000株
単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し)	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所 買取り・売渡し(買増し) 手数料	
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.orico.co.jp/company/index.html
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、並びに単元株式の買増請求をする権利、以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第52期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
平成24年6月27日 関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年6月27日 関東財務局長に提出。
- (3) 訂正発行登録書
平成24年2月22日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書
平成24年6月27日 関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
平成24年6月28日 関東財務局長に提出。
- (5) 訂正発行登録書
平成24年2月22日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書
平成24年6月28日 関東財務局長に提出。
- (6) 四半期報告書及び確認書
（第53期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
平成24年8月14日 関東財務局長に提出。
- (7) 訂正発行登録書
平成24年2月22日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書
平成24年8月14日 関東財務局長に提出。
- (8) 四半期報告書及び確認書
（第53期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）
平成24年11月13日 関東財務局長に提出。
- (9) 訂正発行登録書
平成24年2月22日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書
平成24年11月13日 関東財務局長に提出。
- (10) 四半期報告書及び確認書
（第53期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
平成25年2月13日 関東財務局長に提出。
- (11) 訂正発行登録書
平成24年2月22日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書
平成25年2月13日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月17日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大坂谷 卓 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

株式会社オリエントコーポレーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見 睦生 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津 昌史 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大坂谷 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。